

第2期三沢市

子ども・子育て支援事業計画  
〈2020.4-2025.3〉

第2期三沢市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

青森県 三沢市

令和2年3月 青森県  
三沢市

# 第2期三沢市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月  
青森県 三沢市



## は　じ　め　に

---

子どもたちは、地域の未来を担うかけがえのない存在であり、家族はもとより社会全体の大切な宝物です。

そして、安心して子育てができるとともに、子どもたちが健やかに成長できる環境をつくることが求められています。



本市では、平成27年3月に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに優しい環境を創出するとともに、子どもが健やかに成長し、明るく豊かなまちとなるよう様々な子育て支援施策に取り組んでまいりました。

この間、「地産地消でわんぱく家族米支給事業」の拡充や市内に点在していた子育て関連施設の集約とバージョンアップを目的に、天候や季節に左右されることなく、子どもたちが伸び伸びと遊ぶことができる子育て支援の拠点施設として、「三沢キッズセンターそらいえ」がオープンするなど、各種支援施策を展開してまいりました。

この度、これまでの取り組みと成果を踏まえ、引き続き子育てに関する施策を総合的に推進するため、令和2年度から令和6年度までを計画期間として「第2期三沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、家庭、地域、企業等が、それぞれの役割を果たしながら、社会全体が一体となって、さらなる子育てに優しい環境を創出するとともに、子どもが健やかに成長し、明るく豊かなまちとなるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のさらなるご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「三沢市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、アンケート調査等ご協力いただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

三沢市長 小檜山 吉紀



# 目 次

<b>第1章 計画の概要 .....</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の性格と役割.....	1
(1) 計画の根拠法令等.....	1
(2) 計画の位置付け .....	2
(3) 計画の対象 .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の策定体制 .....	3
(1) 子ども・子育て会議の設置.....	3
(2) ニーズ調査の実施.....	3
<b>第2章 子どもと保護者を取り巻く現状 .....</b>	<b>4</b>
1 人口の状況 .....	4
(1) 人口推移 .....	4
(2) 年齢3区分構成比.....	4
(3) 人口構成 .....	5
(4) 自然動態 .....	6
(5) 社会動態 .....	6
2 世帯の状況 .....	7
(1) 類型別世帯数の推移.....	7
(2) 子どものいる世帯数の推移 .....	7
3 婚姻、出生等の状況.....	8
(1) 婚姻、離婚の状況.....	8
(2) 未婚率の推移 .....	8
(3) 出生数 .....	9
4 就業の状況 .....	10
(1) 就業者数・就業率の推移 .....	10
(2) 産業分類別就業状況 .....	11
5 保育所・幼稚園等の状況 .....	12
(1) 保育所の状況 .....	12
(2) 幼稚園の状況 .....	12
(3) 認定こども園の状況 .....	12
6 アンケート調査結果に見る子育ての状況 .....	13
(1) 就学前児童保護者の調査結果 .....	13
(2) 小学生児童保護者の調査結果 .....	20
(3) アンケートなどから見える今後の課題 .....	24
<b>第3章 計画の基本的な考え方 .....</b>	<b>25</b>
1 計画の基本理念 .....	25
2 計画の基本的視点 .....	26
3 計画の基本目標 .....	28
4 計画の体系 .....	31

<b>第4章 子ども・子育て支援の事業展開</b>	<b>32</b>
1 子ども・子育て支援制度の概要	32
2 教育・保育提供区域	33
(1) 教育・保育提供区域とは	33
(2) 三沢市における区域設定について	33
(2) 児童数の見込み	34
3 教育保育の量の見込と確保方策	35
(1) 1号認定【3-5歳：教育標準時間認定】	36
(2) 2号認定【3-5歳：保育認定】	36
(3) 3号認定【0歳、1・2歳：保育認定】	37
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策	38
(1) 利用者支援事業	38
(2) 地域子育て支援拠点事業	39
(3) 妊婦健康診査	39
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	40
(5) 養育支援訪問事業	40
(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	41
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）	41
(8) 養育支援訪問事業（ファミリー・サポート・センター事業）	42
(9) 一時預かり事業	43
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	44
(11) 延長保育事業	45
(12) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））	46
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	47
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	47
<b>第5章 取り組むべき施策の展開</b>	<b>48</b>
基本目標 1 地域における子育ての支援	48
①地域における子育てサービスの充実	48
②保育サービスの充実	48
③子育て支援ネットワークづくり	49
④子どもの健全育成	49
⑤地域における人材育成	49
⑥経済的負担の軽減	49
基本目標 2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	50
①次代の親の育成	50
②生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備	50
③地域の教育力の向上	50
④子どもを取り巻く有害環境対策の推進	50
基本目標 3 母親と子どもの健康の確保と増進	51
①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保育対策	51
②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	51
③「食育」の推進	51
④子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	51
⑤小児医療の充実	52

基本目標 4 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	52
①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し.....	52
②仕事と子育ての両立のための基盤整備 .....	52
基本目標 5 子育てを支援する生活環境の整備.....	53
①良質な住宅の確保 .....	53
②良質な居住環境の整備.....	53
基本目標 6 子どもの安全の確保 .....	53
①子どもの交通安全を確保するための活動の推進.....	53
②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	53
③被害に遭った子どもの保護の推進 .....	54
基本目標 7 要保護児童への取り組みの推進.....	54
①児童虐待防止対策の充実.....	54
②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進.....	54
③障がい児対策の充実 .....	55
基本目標 8 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進.....	55
①妊娠・出産・育児に関する意識啓発 .....	55
<b>第6章 各種事業の方向性.....</b>	<b>56</b>
1 基本目標ごとの事業の方向性 .....	56
<b>第7章 計画の推進.....</b>	<b>67</b>
1 各主体の役割 .....	67
(1) 行政の役割 .....	67
(2) 家庭の役割 .....	67
(3) 地域の役割 .....	67
(4) 職場の役割 .....	67
2 計画の周知及び推進体制 .....	68
(1) 計画の周知 .....	68
(2) 計画の推進体制 .....	68
3 計画の進捗管理 .....	68
<b>資料編 .....</b>	<b>69</b>
1 三沢市児童福祉等関係施設一覧 .....	69
2 三沢市子ども・子育て会議設置条例 .....	71
3 三沢市子ども・子育て会議委員名簿 .....	73



## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められています。

国においては、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、総合的な取り組みを進め、社会情勢の変化を受け、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などを盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

本市では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが父母や地域の愛情に包まれて健やかに成長できることを目指して、平成27年3月に「(第1期)子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援の取り組みを行ってきました。

その後も全国的に少子化が進行する中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となって更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、現計画が終期を迎えることを機に、本市の子育て環境の向上に向けて、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるため「第2期三沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

### 2 計画の性格と役割

#### (1) 計画の根拠法令等

子ども・子育て支援法第61条の規定により、各市町村は、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定める必要があります。

##### ■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本方針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

## (2) 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画です。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにするものです。

なお、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画が義務策定から任意策定に変更されたことを受け、本市では、「子ども子育て支援事業計画」に「次世代育成支援行動計画」を包含し、本計画を子ども・子育てに関する総合計画として位置付けるものとし、これまでの少子化対策と子育て支援への施策の方向性を持続・継続していくため、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に可能な限り引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることとします。

また、本計画の策定については、「第二次三沢市総合振興計画」をはじめ「三沢市地域福祉計画」、「三沢市第3期障がい者計画・第5期障害福祉計画」などの関連する他の分野別計画との整合を図ります。

## (3) 計画の対象

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。

また、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下、「就学前児童」とは、小学校就学前までの子どもを指します。

# 3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までを1期とした5年間の計画とします。



## 4 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、新制度に基づく子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本市においては、「三沢市子ども・子育て会議」を設置し、子育て支援課が事務局を務める中で、委員が計画内容の検討・審議を行い、会議における意見の計画への反映を図りました。

### (2) ニーズ調査の実施

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的として、アンケート調査を実施しました。

#### ■調査の実施概要

区分	対象者	調査方法	実施時期
(1) 就学前児童調査	平成30年12月1日現在、本市在住の0~6歳児童の保護者	郵送による配布・回収	平成31年 1月
(2) 小学校児童調査	平成30年12月1日現在、本市在住の小学1~3年生の児童の保護者	郵送による配布・回収	

※2人以上の就学前児童がいる世帯については、回答の対象となる児童を年少児童とした。

#### ■配布・回収の状況

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
(1) 就学前児童調査	1,000件	513件	51.3%
(2) 小学校児童調査	1,000件	533件	53.3%

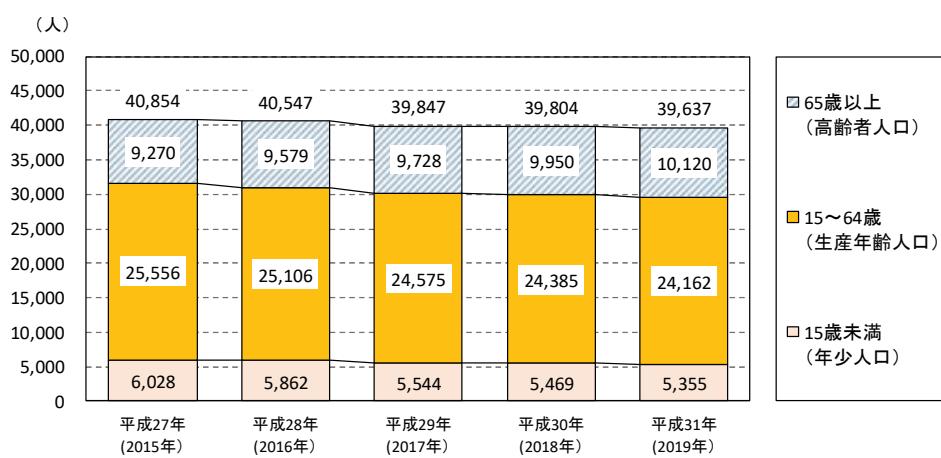
## 第2章 子どもと保護者を取り巻く現状

### 1 人口の状況

#### (1) 人口推移

本市の人口は減少傾向で推移しており、平成31年3月末日現在の人口は、39,637人となっています。15歳未満の年少人口は、総人口と同様に減少傾向となっています。

##### ■人口推移

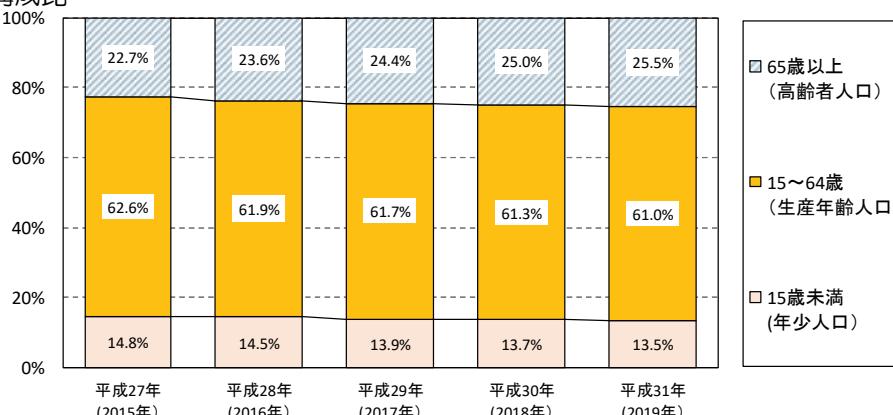


資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

#### (2) 年齢3区分構成比

年齢3区分の構成比の推移を見ると、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15~64歳)が減少傾向、高齢者人口(65歳以上)の割合が増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

##### ■人口構成比



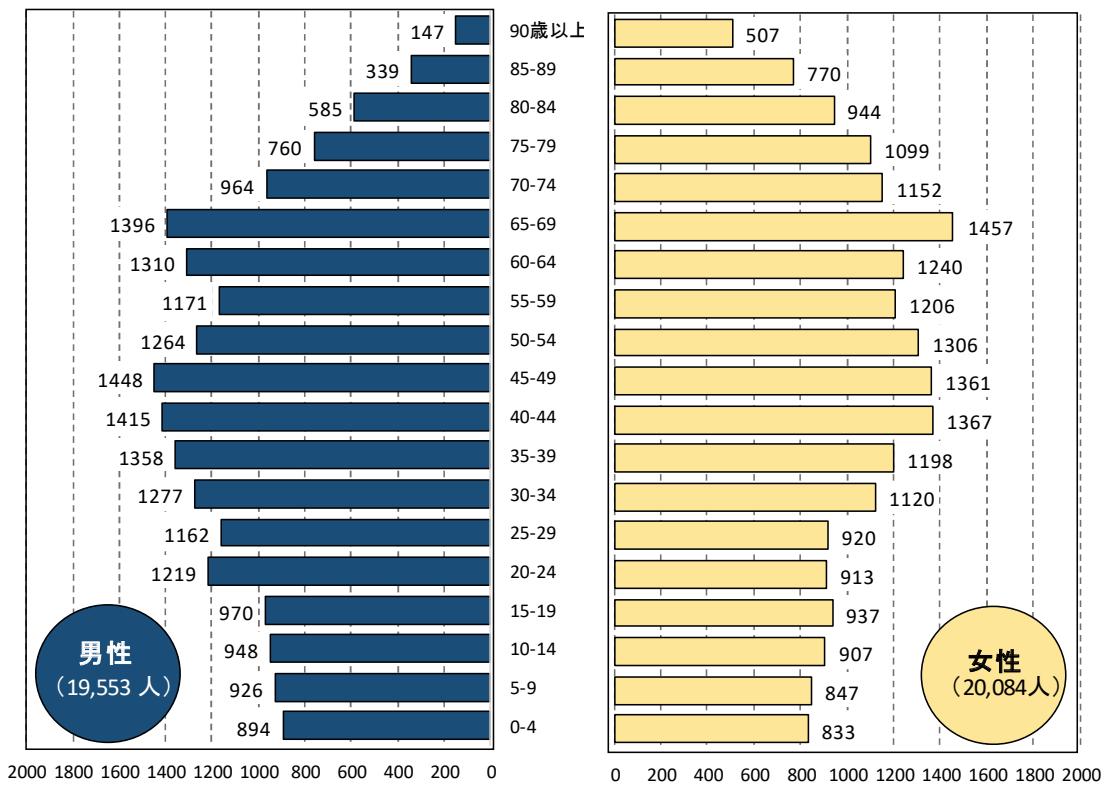
資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

### (3) 人口構成

平成31年3月末日現在における人口ピラミッドをみると、年少人口が少ないとから将来の人口減少が予測されます。

20歳未満の各年齢層をみると、男女とも年齢が低くなるにしたがって、人口が減少する傾向となっています。

#### ■人口構成

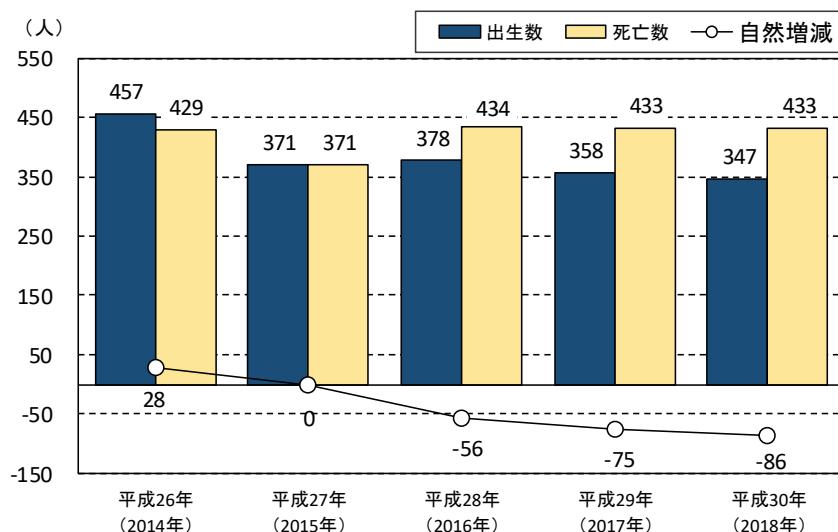


資料:住民基本台帳(平成31年3月末日現在)

#### (4) 自然動態

出生数と死亡数の推移では、平成 28 年以降、死亡数が出生数を上回り、自然動態はマイナスで推移し、平成 30 年はマイナス 86 人となっています。

##### ■自然動態

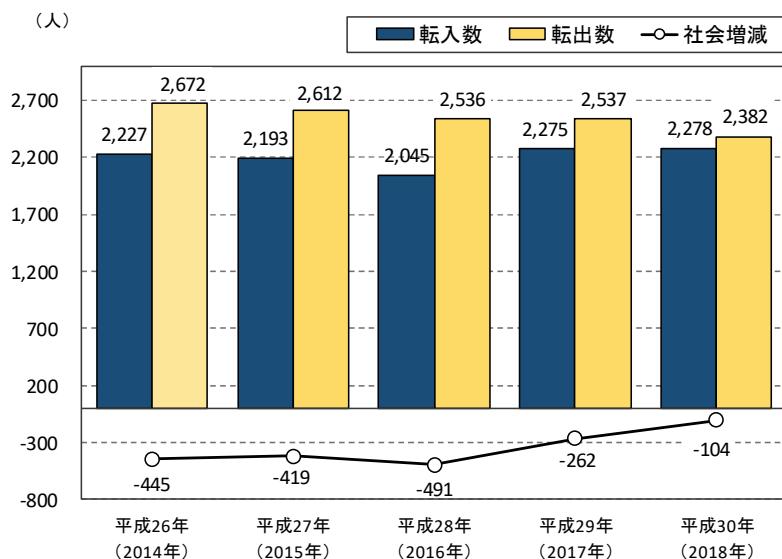


資料:青森県健康福祉部 人口動態統計

#### (5) 社会動態

転入数と転出数の推移では、いずれの年も転出数が転入数を上回っており、社会動態はマイナスで推移し、平成 30 年はマイナス 104 人となっています。

##### ■社会動態



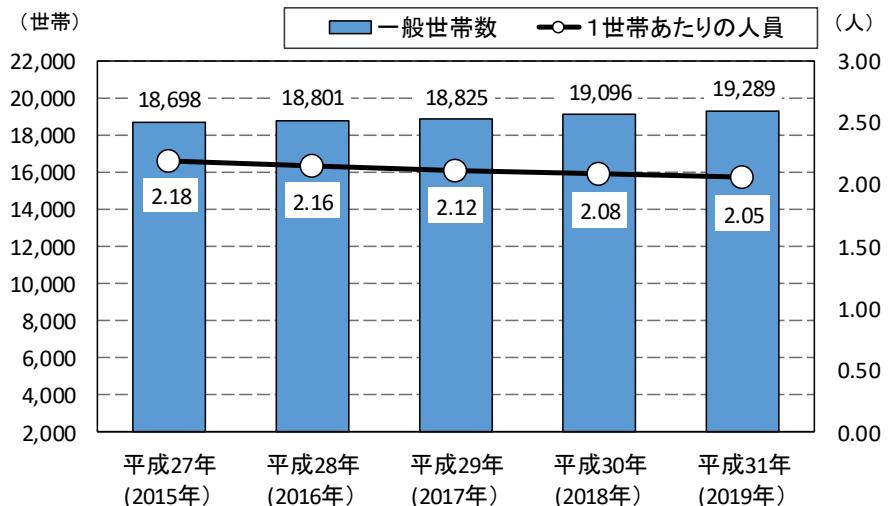
資料:青森県企画政策部 青森県の人口より

## 2 世帯の状況

### (1) 類型別世帯数の推移

本市の世帯数は増加傾向で推移しており、平成31年3月末の世帯数は19,289世帯となっています。一世帯あたりの人員は減少傾向で、平成31年では2.05人で、核家族化の進行が見受けられます。

#### ■世帯数の推移



資料:三沢市統計書

### (2) 子どものいる世帯数の推移

子どものいる世帯数は、6歳未満、18歳未満とともに減少傾向となっています。

#### ■子どものいる世帯数の推移

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
<b>6歳未満親族のいる世帯</b>				
世帯数(世帯)	2,341	2,249	1,929	1,726
世帯人員(人)	9,743	9,197	7,825	7,012
6歳未満の親族人員(人)	3,095	2,904	2,528	2,250
<b>18歳未満親族のいる世帯</b>				
世帯数(世帯)	5,226	5,048	4,616	4,182
世帯人員(人)	21,581	20,451	18,382	16,417
18歳未満の親族人員(人)	9,239	8,695	7,789	7,017

資料:国勢調査

### 3 婚姻、出生等の状況

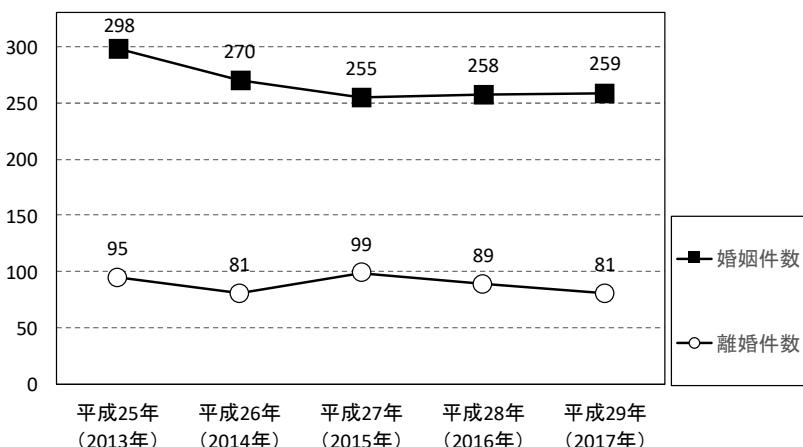
#### (1) 婚姻、離婚の状況

本市の婚姻件数は、平成25年以降減少傾向で推移していましたが、平成28年からは僅かに増加傾向で推移しています。

また、離婚件数は、平成27年に増加しましたが、以降は減少傾向で推移しています。

##### ■婚姻、離婚件数の推移

(件)



資料:青森県健康福祉部 人口動態統計(確定数)より

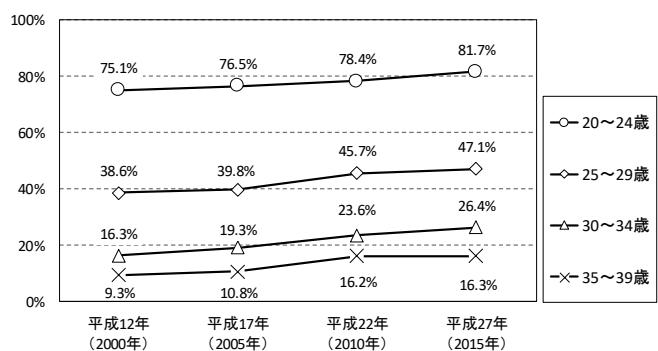
#### (2) 未婚率の推移

本市の女性の未婚率は、いずれの年齢階級において増加傾向で推移しています。

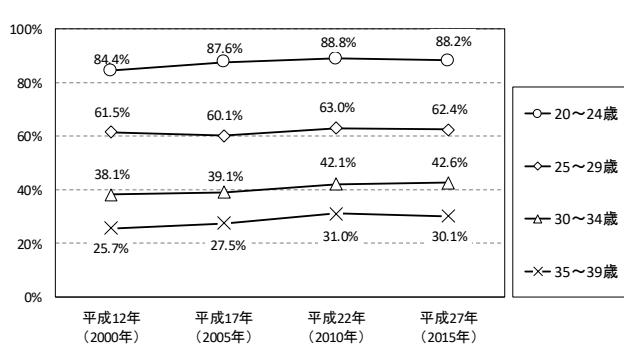
男性の未婚率も女性同様増加傾向で推移しており、女性と比較すると高い水準となっている状況です。

##### ■未婚率の推移

【女 性】



【男 性】



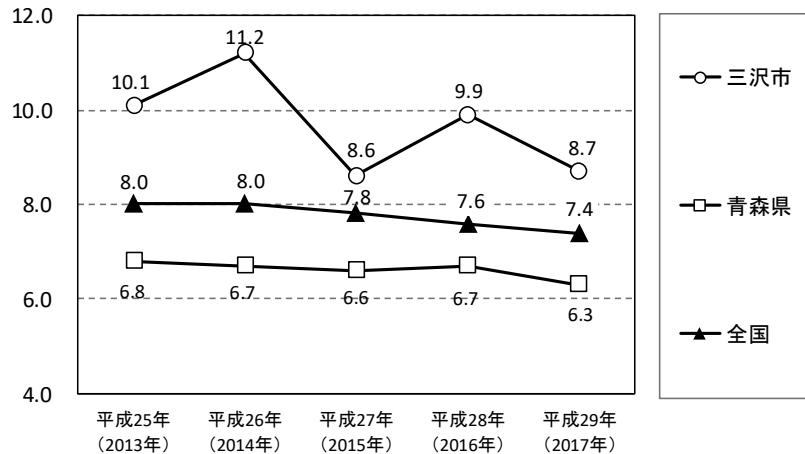
資料:国勢調査

### (3) 出生数

#### ①出生率の推移

本市の出生率は、いずれの年においても国及び県の水準を上回って推移しており、平成29年は8.7となっています。

#### ■出生率の推移



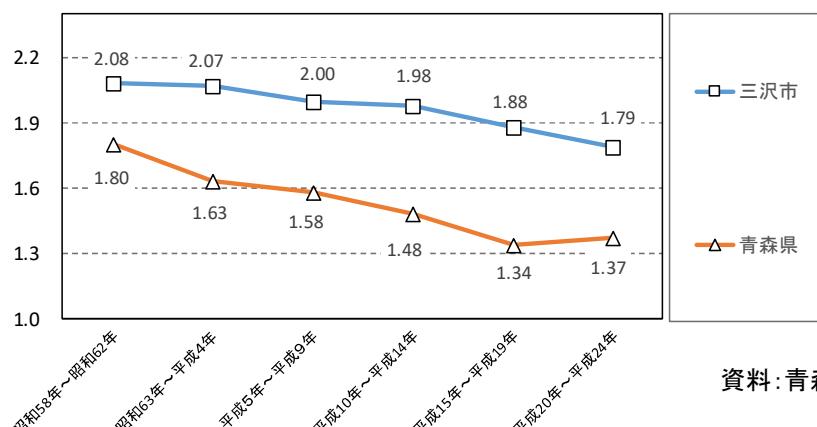
資料:青森県人口動態統計

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたものである。(人口千対)

#### ②合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率の推移を見てみると、常に県の水準を上回って推移しているものの、減少傾向で推移しています。平成20年～平成24年では1.79となっています。

#### ■合計特殊出生率の推移



資料:青森県人口動態統計

合計特殊出生率(期間合計特殊出生率)とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ど�数に相当する。

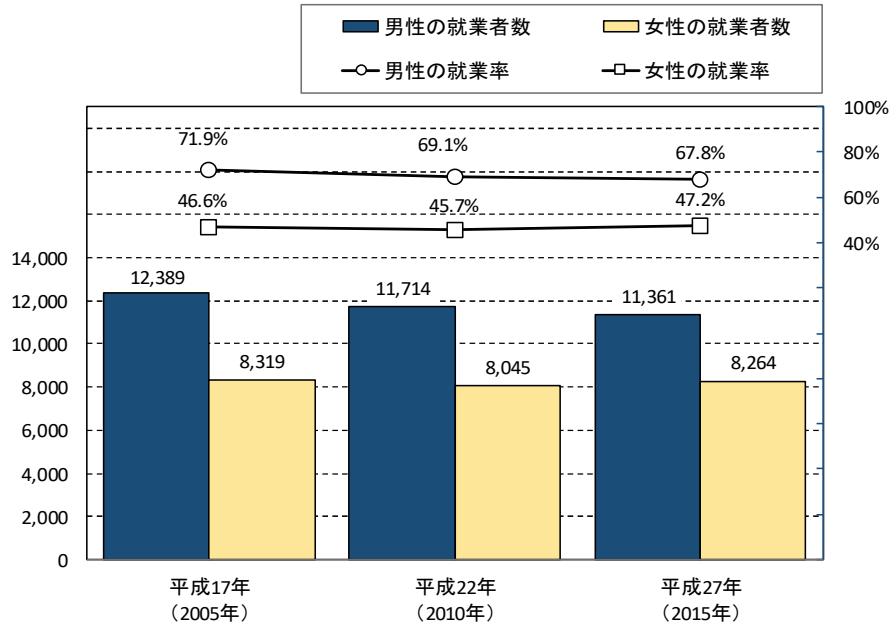
## 4 就業の状況

### (1) 就業者数・就業率の推移

本市の就業者数は、平成22年からの推移を見ると男性は減少傾向、女性はほぼ横ばいとなっています。

また、就業率についても、女性はほぼ横ばいとなっています。

#### ■男女別就業状況



資料：国勢調査

## (2) 産業分類別就業状況

平成27年の産業分類別に就業者数の構成比をみると、第1次産業は6.8%、第2次産業が20.8%、第3次産業が67.4%となっており、第1産業従事者が少数となっています。

### ■産業分類別の就業者数の構成

産業(大分類)	就業者数(人)	構成比(%)
総数	19,625	100.0
第1次産業		
農業	1,344	6.8
林業	1,242	6.3
漁業	2	0.0
第2次産業	4,078	20.8
鉱業、採石業	7	0.0
建設業	1,779	9.1
製造業	2,292	11.7
第3次産業	13,225	67.4
電気・ガス・熱供給・水道業	94	0.5
情報通信業	95	0.5
運輸業、郵便業	540	2.8
卸売業、小売業	2,210	11.3
金融業、保険業	264	1.3
不動産業、物品賃貸業	227	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	507	2.6
宿泊業、飲食サービス業	1,023	5.2
生活関連サービス業、娯楽業	718	3.7
教育、学習支援業	645	3.3
医療、福祉	1,999	10.2
複合サービス事業	187	1.0
サービス業(他に分類されないもの)	1,628	8.3
公務(他に分類されるものを除く)	3,088	15.7
分類不能の産業	978	5.0

資料：国勢調査

## 5 保育所・幼稚園等の状況

### (1) 保育所の状況

現在の保育所は市内に6か所（公立1／私立4／事業所内1）あります。

#### ■市内の保育所の利用状況

(単位：人)

	27年度 (2015年)	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)
施設数	13	12	12	12	6
児童数	664	561	551	573	332
定員数	830	719	719	719	379

資料：子育て支援課

### (2) 幼稚園の状況

現在の幼稚園は市内に3か所（私立3）あります。

#### ■市内の幼稚園の利用状況

(単位：人)

	27年度 (2015年)	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)
施設数	3	3	3	3	3
児童数	307	324	332	324	374
定員数	470	470	470	470	470

資料：子育て支援課

### (3) 認定こども園の状況

現在の認定こども園は市内に13か所あります。

#### ■市内の認定こども園の利用状況

(単位：人)

	27年度 (2015年)	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)
施設数	5	7	7	7	13
児童数	520	612	613	618	906
定員数	581	728	720	727	1094

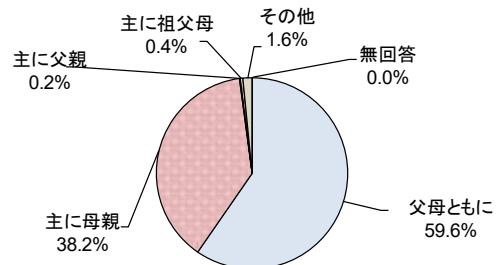
資料：子育て支援課

## 6 アンケート調査結果に見る子育ての状況

### (1) 就学前児童保護者の調査結果

#### ①子育てを主に行っている方

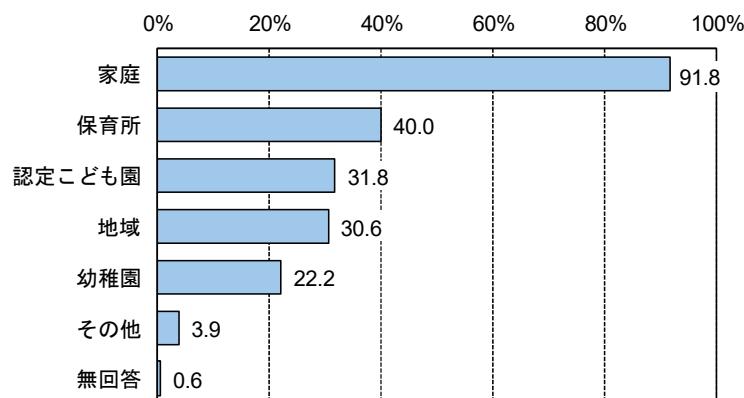
「父母ともに」(59.6%)、「主に母親」(38.2%) との2つの回答が圧倒的に多くなっています。



(回答者:513人)

#### ②子育て（教育を含む）に、最も影響すると思われる環境

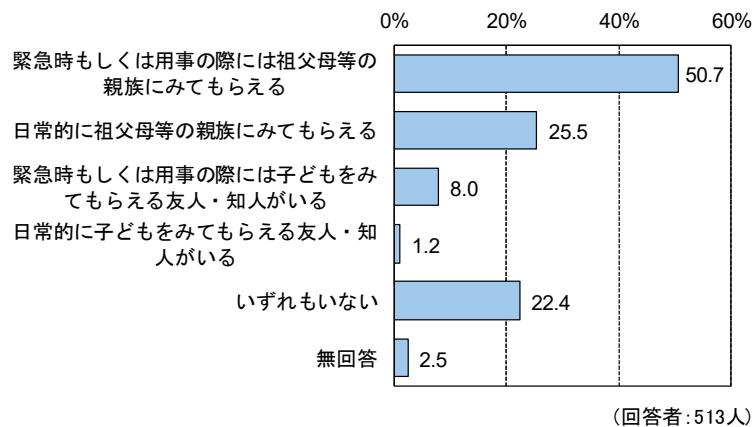
「家庭」が 91.8% と最も多く、次いで「保育所」(40.0%)、「認定こども園」(31.8%)、「地域」(30.6%)、「幼稚園」(22.2%) となっています。



(回答者:513人)

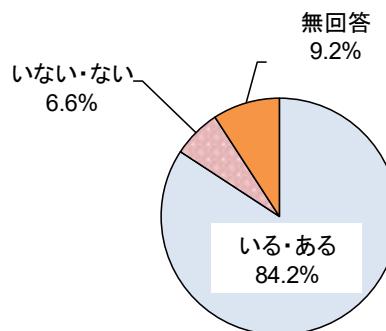
### ③子どもをみてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が50.7%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(25.5%)となっています。



### ④相談者及び相談できる場所

子どもの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人、場所は、84.2%が「いる・ある」と回答しているものの、「いない・ない」という回答も6.6%ありました。



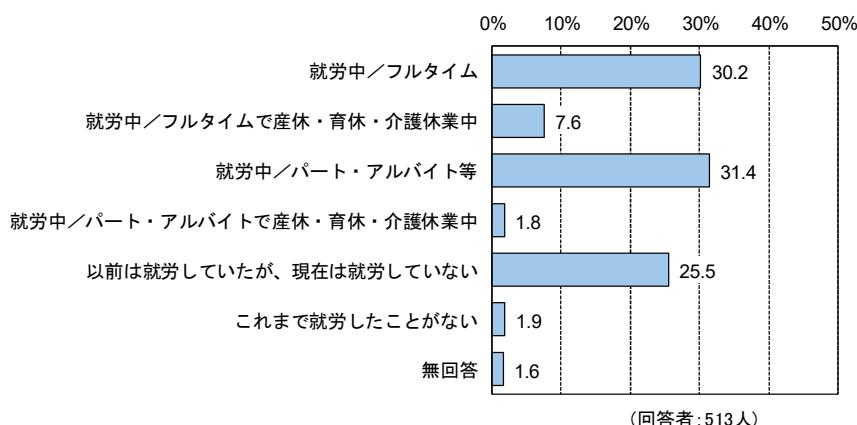
(回答者: 513人)

## ⑤保護者の就労状況

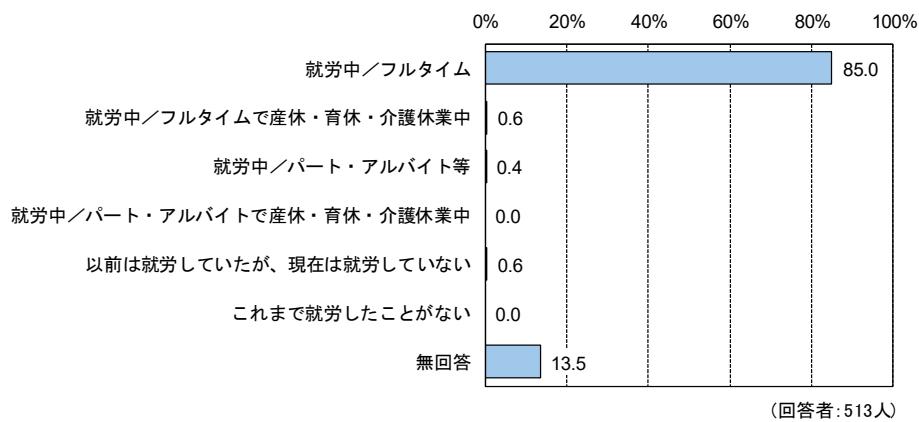
母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.4%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(30.2%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(25.5%)となっています。

また、父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が圧倒的に多く、85.0%を占めています。

### ■母親の就労状況

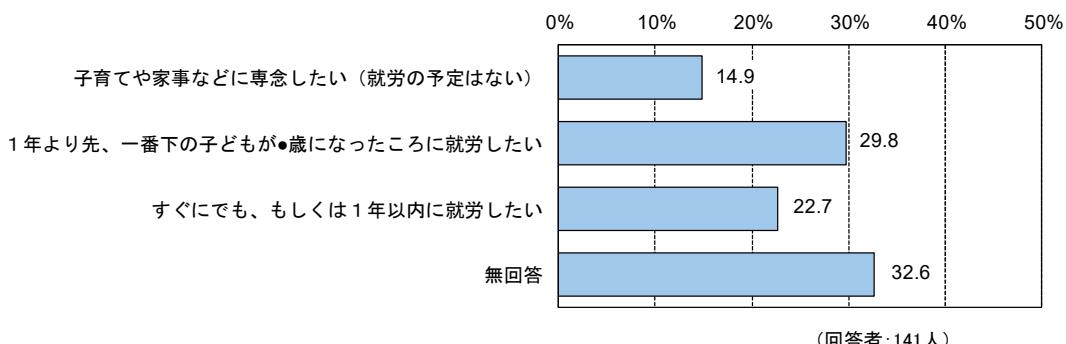


### ■父親の就労状況



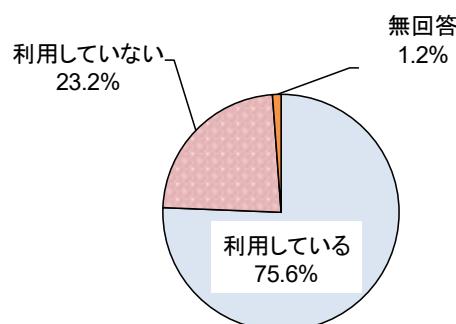
#### ⑥母親の就労希望

現在就労していない母親の今後の就労希望を尋ねると、「1年より先、一番下の子どもが●歳になったころに就労したい」が29.8%で最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(22.7%)、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」(14.9%)となっている。



#### ⑦定期的な教育・保育の事業の利用について

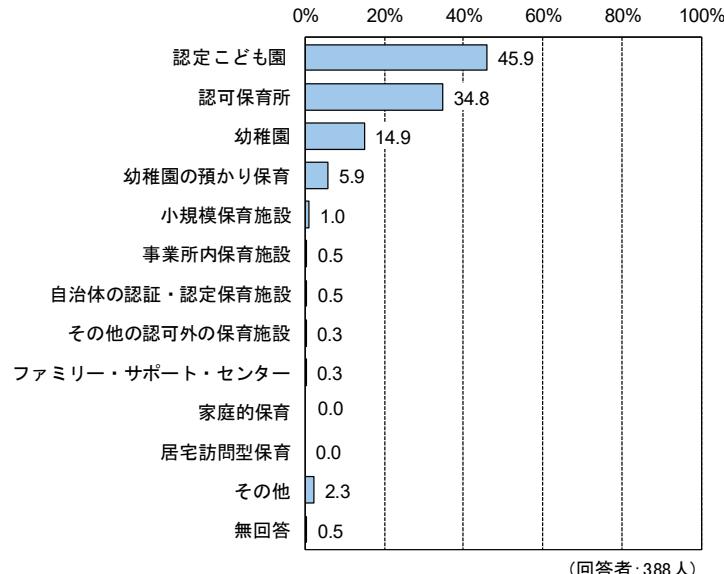
現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しているかは、75.6%が「利用している」と回答しています。



(回答者:513人)

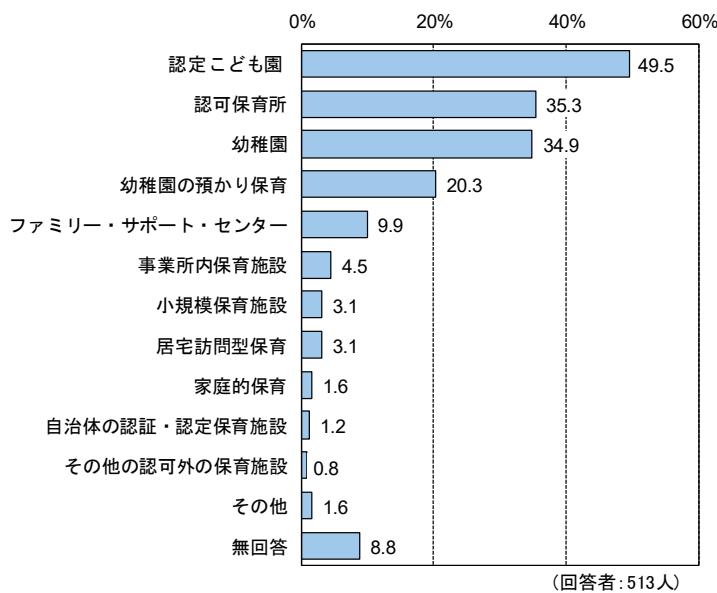
### ⑧平日の教育・保育の事業として定期的に利用している事業

平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用している事業は、「認定こども園」が45.9%と最も多く、次いで「認可保育所」(34.8%)、「幼稚園」(14.9%)の順となっています。



### ⑨平日の教育・保育の事業として定期的に利用したい事業

平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業は、「認定こども園」が49.5%と最も多く、次いで「認可保育所」(35.3%)、「幼稚園」(34.9%)、「幼稚園の預かり保育」(20.3%)の順となっています。



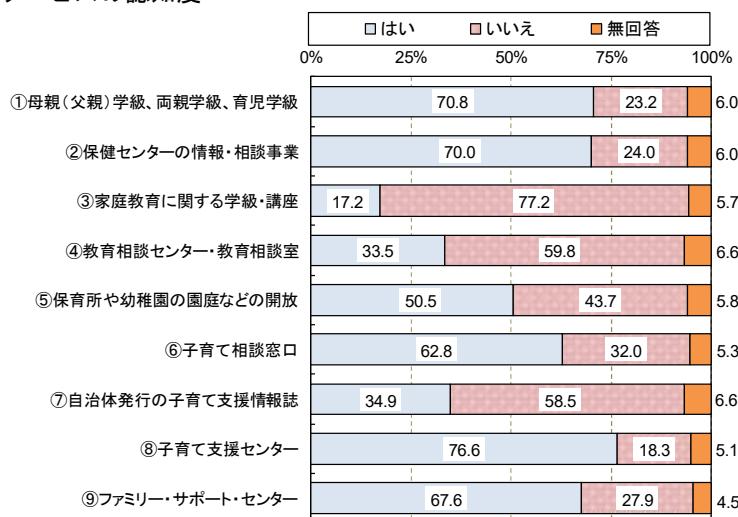
## ⑩子育て支援サービスの利用等について

三沢市で実施している子育て支援サービスの認知度は、「⑧子育て支援センター」が76.6%と最も高く、認知度が最も低いのは、「③家庭教育に関する学級・講座」の17.2%となっています。

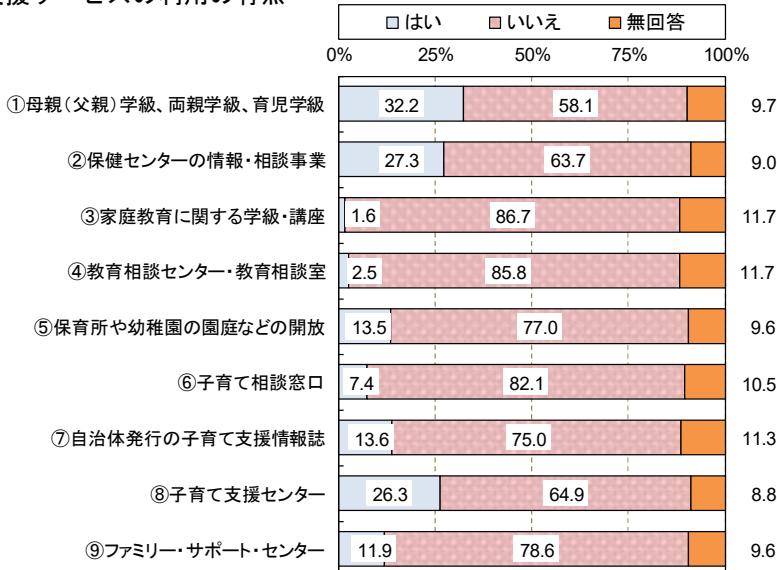
利用の有無については、「①母親（父親）学級、両親学級、育児学級」が32.2%と最も多く、最も利用が少いのは、「③家庭教育に関する学級・講座」の1.6%となっています。

利用意向については、「⑤保育所や幼稚園の園庭などの開放」が49.9%と最も多くなっています。

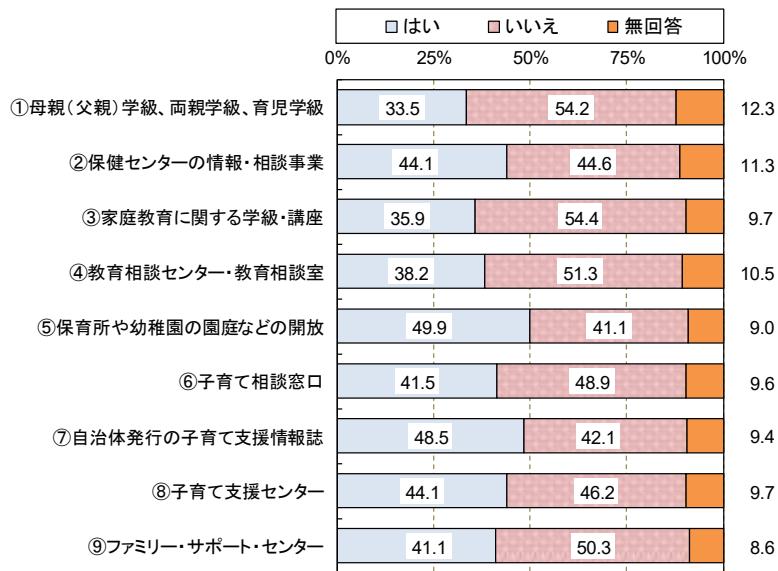
### ■子育て支援サービスの認知度



### ■子育て支援サービスの利用の有無

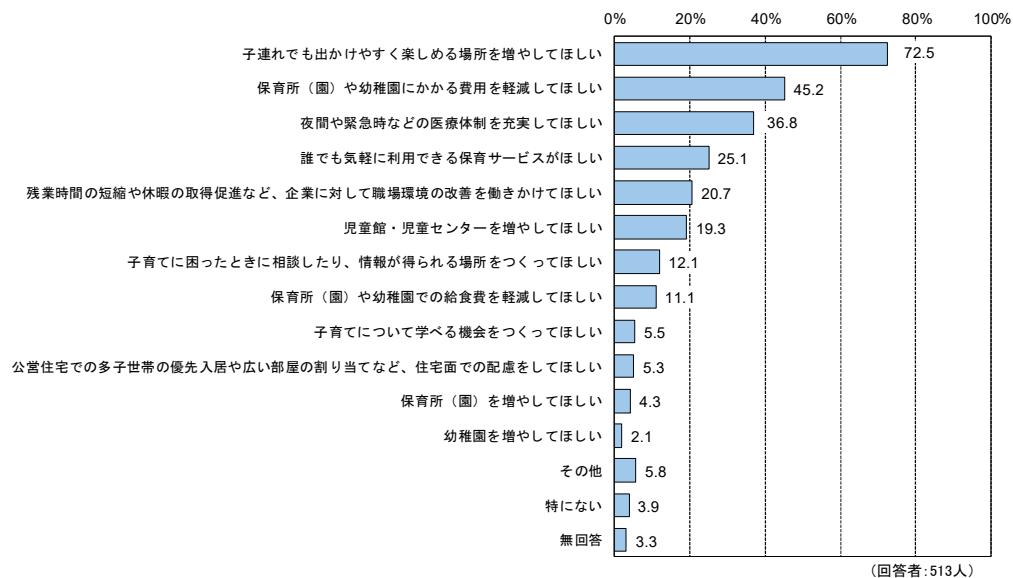


### ■子育て支援サービスの利用意向



### ⑪市の子育て支援について特に期待すること

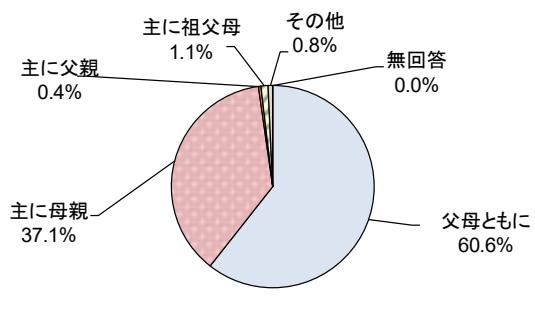
市の子育て支援について特に期待することは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が72.5%と最も多く、次いで「保育所（園）や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」（45.2%）、「夜間や緊急時などの医療体制を充実してほしい」（36.8%）の順となっています。



## (2) 小学生児童保護者の調査結果

### ①子育てを行っている方

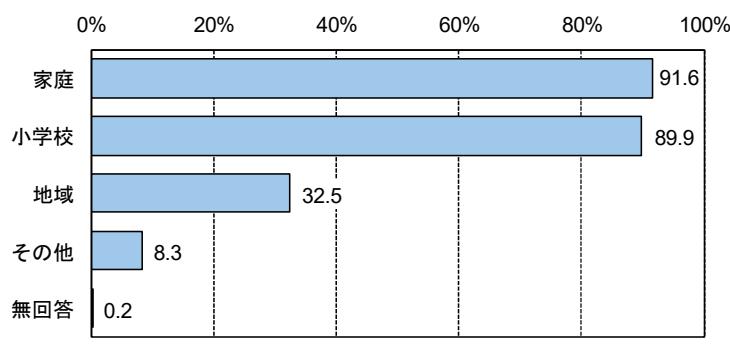
「父母ともに」(60.6%)、「主に母親」(37.1%)とこの2つの回答が圧倒的に多くなっています。



(回答者: 533人)

### ②子育て（教育を含む）に、最も影響すると思われる環境

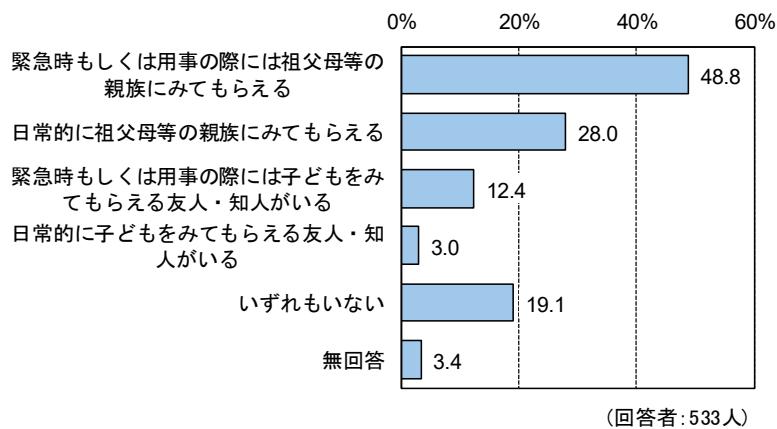
「家庭」が91.6%と最も多く、次いで「小学校」(89.9%)、「地域」(32.5%)、となっています。



(回答者: 533人)

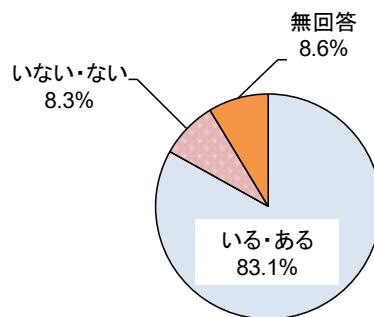
### ③子どもをみてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が48.8%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(28.0%)となっています。



### ④相談者及び相談できる場所

子どもの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人、場所は、83.1%が「いる・ある」と回答しているものの、「いない・ない」という回答も8.3%ありました。



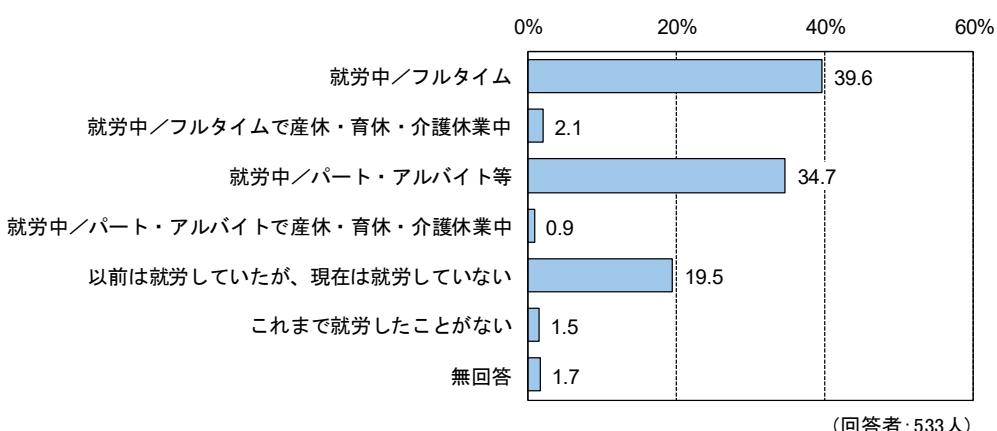
(回答者:533人)

## ⑤保護者の就労状況

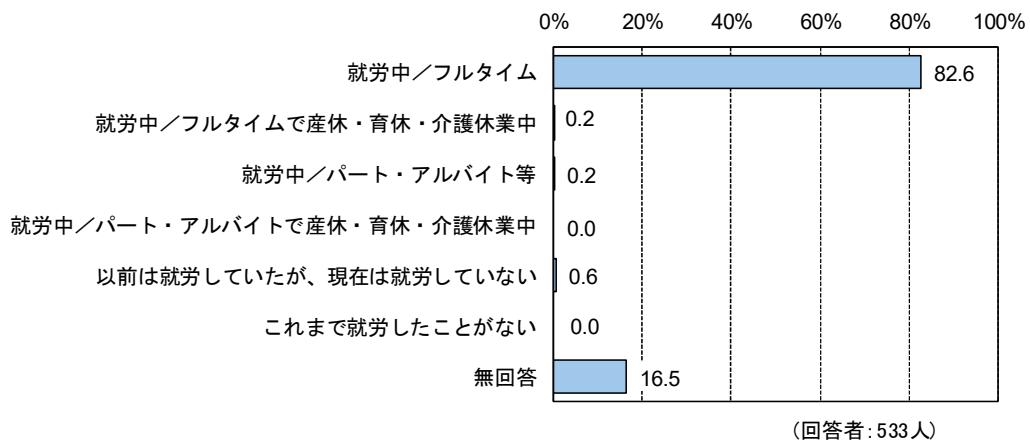
母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が39.6%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(34.7%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(19.5%)となっています。

また、父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が圧倒的に多く、82.6%を占めています。

### ■母親の就労状況

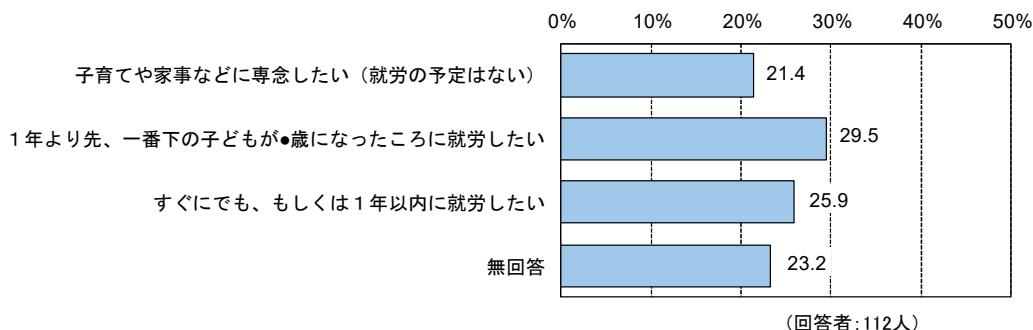


### ■父親の就労状況



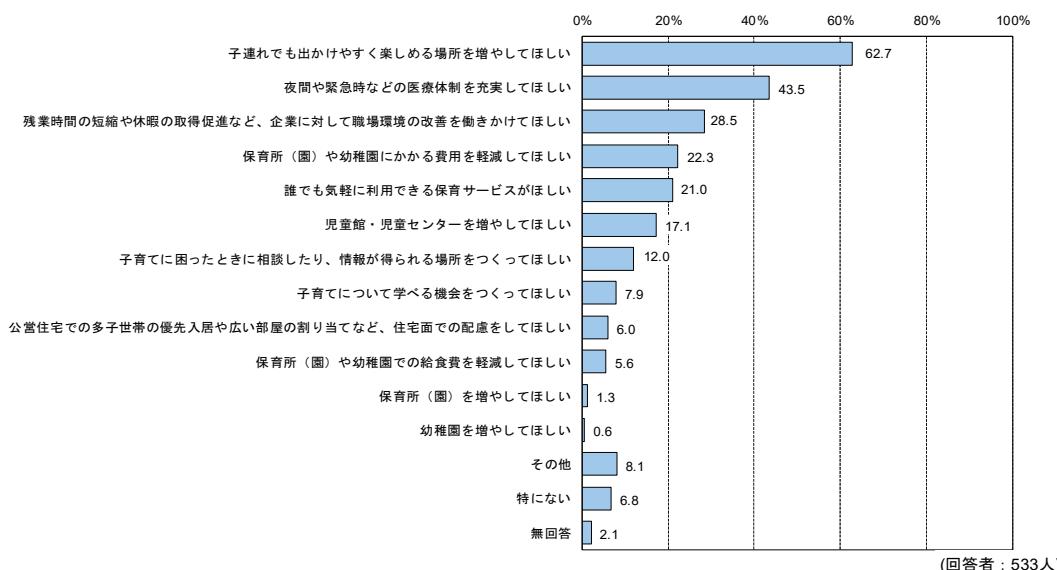
## ⑥母親の就労希望

現在就労していない母親の今後の就労希望を尋ねると、「1年より先、一番下の子どもが●歳になったころに就労したい」が29.5%で最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(25.9%)、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」(21.4%)となっている。



## ⑦市の子育て支援について特に期待すること

市の子育て支援について特に期待することは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が62.7%と最も多く、次いで「夜間や緊急時などの医療体制を充実してほしい」(43.5%)、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」(28.5%)の順となっています。



### (3) アンケートなどから見える今後の課題

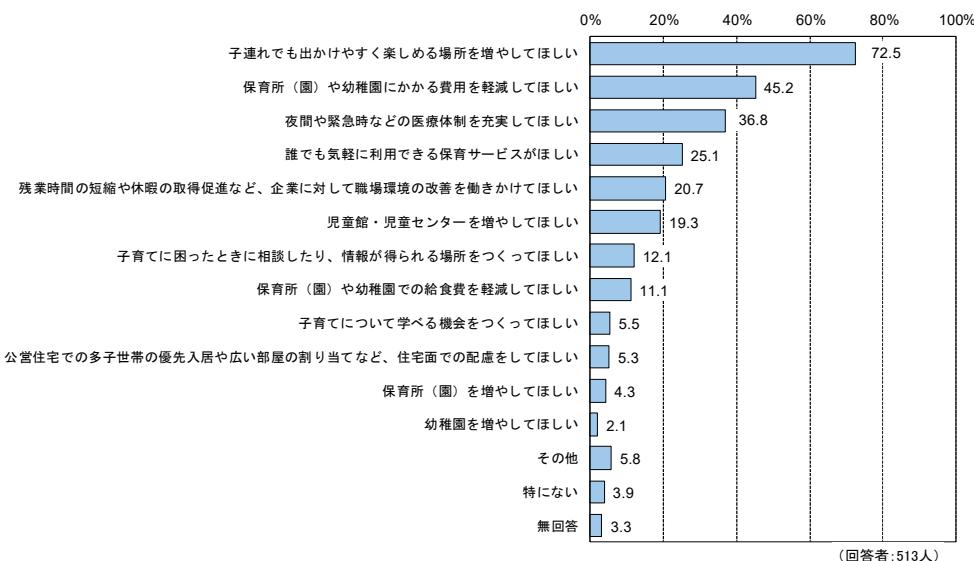
#### 課題

アンケート調査において、子育て支援について特に期待することについては、就学前児童、小学生ともに、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多くの回答を集めました。前回行ったニーズ調査でも同様の結果であったことから、平成31年の4月に三沢キッズセンター「そらいえ」を子どもの遊び場の確保や子育て支援の拠点として開設しています。

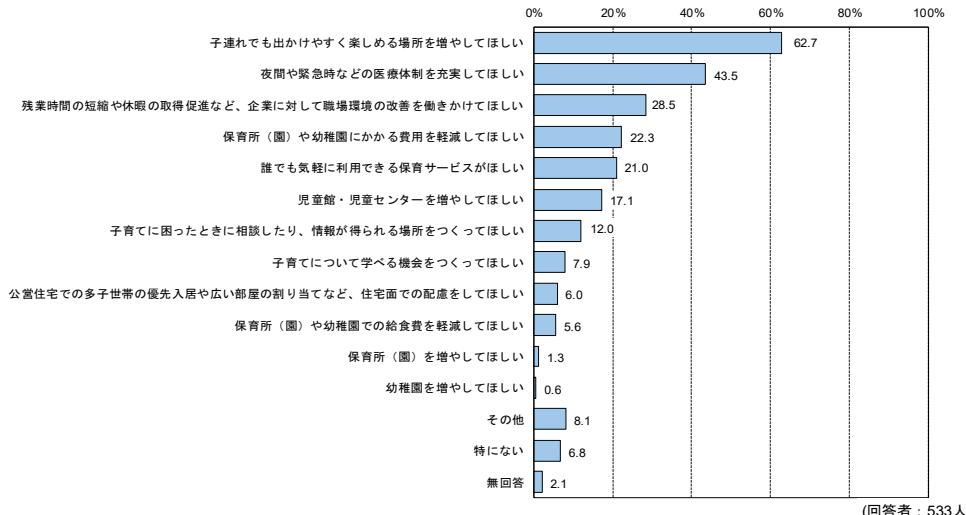
「そらいえ」をはじめとする、子育て支援の施設や各種サービスの情報の周知と利用の促進を図ります。

その他では、就学前児童、小学生ともに「夜間や緊急時などの医療体制を充実してほしい」の回答も多くあることから、緊急時の小児医療や病児・病後児保育の充実に努めます。

#### ■市の子育て支援について特に期待すること（就学前児童）



#### ■市の子育て支援について特に期待すること（小学生）



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

第1期計画を引き継ぎ、計画の基本理念を次の通りとします。

子どもや親が本来持っている育つ力・育てる力を支える環境づくりをめざす  
子育てを重荷に感じることなく、喜びをもってできる環境づくりをめざす  
将来に向かって夢や希望がもてる子育ち・子育て環境づくりをめざす

子どもの健やかな成長は、親の願いであると同時に社会全体の願いでもあります。

安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるために、家庭はもとより地域、学校、企業、行政など社会全体で、子どもが心身ともに健やかに育つ環境の整備、子育て支援体制の充実を図っていく必要があります。

次代を担う子どもたちが、明るく、のびのびと、笑顔のあふれる子どもに育ち、さらには、地域社会全体もそれぞれの役割で子育てに参加しながら、ともに子どもの成長の喜びを分かち合えるまちになることを目指し、平成27年3月に策定した「第1期子ども・子育て支援事業家計画」において、

「子どもや親が本来持っている育つ力・育てる力を支える環境づくりをめざす」

「子育てを重荷に感じることなく、喜びをもってできる環境づくりをめざす」

「将来に向かって夢や希望がもてる子育ち・子育て環境づくりをめざす」

を基本理念として掲げ、計画を推進してきました。

この考え方は、本市における子どもの育ちや子育てを支援・応援するうえで、変わらないものであると捉え、第2期計画においても、第1期計画を引き継ぎ、更なる計画の推進に取り組みます。

## 2 計画の基本的視点

基本理念の実現に向け、以下の9つの計画推進の基本的視点とします。

### ●子どもの視点

次代の社会を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権を最大限に尊重し、子どもの視点に立った取り組みを推進します。

### ●次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを推進します。

### ●サービスを利用する側に立った視点

核家族化や女性就業者数の増加、就労形態の多様化に伴い、子育てと仕事の両立が難しくなっていることから、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを推進します。

### ●社会全体による支援の視点

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力し、様々な担い手の協働の下に対策を推進します。

### ●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策の視点からも重要であることから、地域においても国及び地方自治体や企業をはじめとする関係者が連携し地域の実情に応じた展開を図ります。

### ●すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てを学ぶ機会の減少や子育てに対する不安や孤立感等の問題を踏まえ、すべての子どもと家庭への支援という観点から、社会的養護体制について整備を進めます。

### ●地域の社会資源の効果的な活用の視点

子育て活動を行うサークルやスポーツ少年団等様々な地域活動団体や民間事業者等が、自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等の様々な、地域社会資源や各種公共施設の活用を図ります。

### ●サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できるよう、個々の家庭の状況に応じた最適なサービスの質を確保することが重要であり、人材の資質の向上やサービスの評価、情報公開等も推進します。

### ●地域特性の視点

人口構造や産業構造、更に社会資源の状況等地域の特性を踏まえて、利用者のニーズ及び必要とされる支援策など主体的な取り組みを進めます。

### 3 計画の基本目標

計画の基本理念、基本的視点に基づき、次の8点を基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

#### 基本目標1 地域における子育ての支援

家族形態の多様化や地域との関わり方の変化などを背景に、子育てに関する不安や悩みを、周りの人に相談できずに抱えている家庭が増加しています。そのため、利用者のニーズを踏まえた子育て支援施策を推進し、子育てに関する情報交換の場や子育て相談、子どもの居場所づくりなど様々な子育て支援の充実に努め、地域での子育て支援の充実を図ります。

#### 基本目標2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが個性豊かにたくましく生きるため、特色ある教育を展開し、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てる教育を推進します。子どもたちが豊かな人間性を備え自ら考え行動し、未来を切り拓く「生きる力」と「夢を育む心」を身につける教育や一人ひとりが個性や能力を伸ばし健やかな若者として自立していく環境づくりを推進します。

#### 基本目標3 母親と子どもの健康の確保と増進

安心して子どもを生み育てられる環境づくりのためには、乳幼児と妊産婦の心身の健康づくりを進める母子保健が重要な役割を果たしています。

保健・医療・福祉・教育の各分野が連携し、妊娠・出産から乳幼児期、思春期に至るまでの子どもの成長に合わせた取り組みを充実させるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談・指導がなされる体制を整備し、子どもと母親の心身の健康を支える環境づくりを推進します。

#### 基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進

共働き家庭は増加しているものの、未だ家事・育児の多くを女性が担っている現状があり、また、長時間労働なども問題となっています。

保護者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活が送れることは、子どもにとっての幸せにもつながります。事業者の意識改革による労働環境の改善を始め、家庭内の意識改革も進め、仕事と子育ての両立の推進を図ります。

#### 基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや親子が安心して遊び、集うことができる場所が望まれています。現在ある地域資源を有効活用しながら、子どもや子育て家庭の視点を取り入れた生活環境の整備を図り、子どもたちが地域でのびのび遊び、また子育て家庭が安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

#### 基本目標6 子どもの安全の確保

近年、子どもが被害に遭う、交通事故や青少年が関わる事件・事故が多発しており、地域の子どもたちの安全は地域で守る必要性が高まってきています。地域が一体となって関係機関・団体との連携を強化して情報を共有していくながら、市民一人ひとりが意識し、地域全体がともに、自主的に防犯体制の強化充実を図る環境づくりを推進します。

#### 基本目標7 要保護児童への取り組みの推進

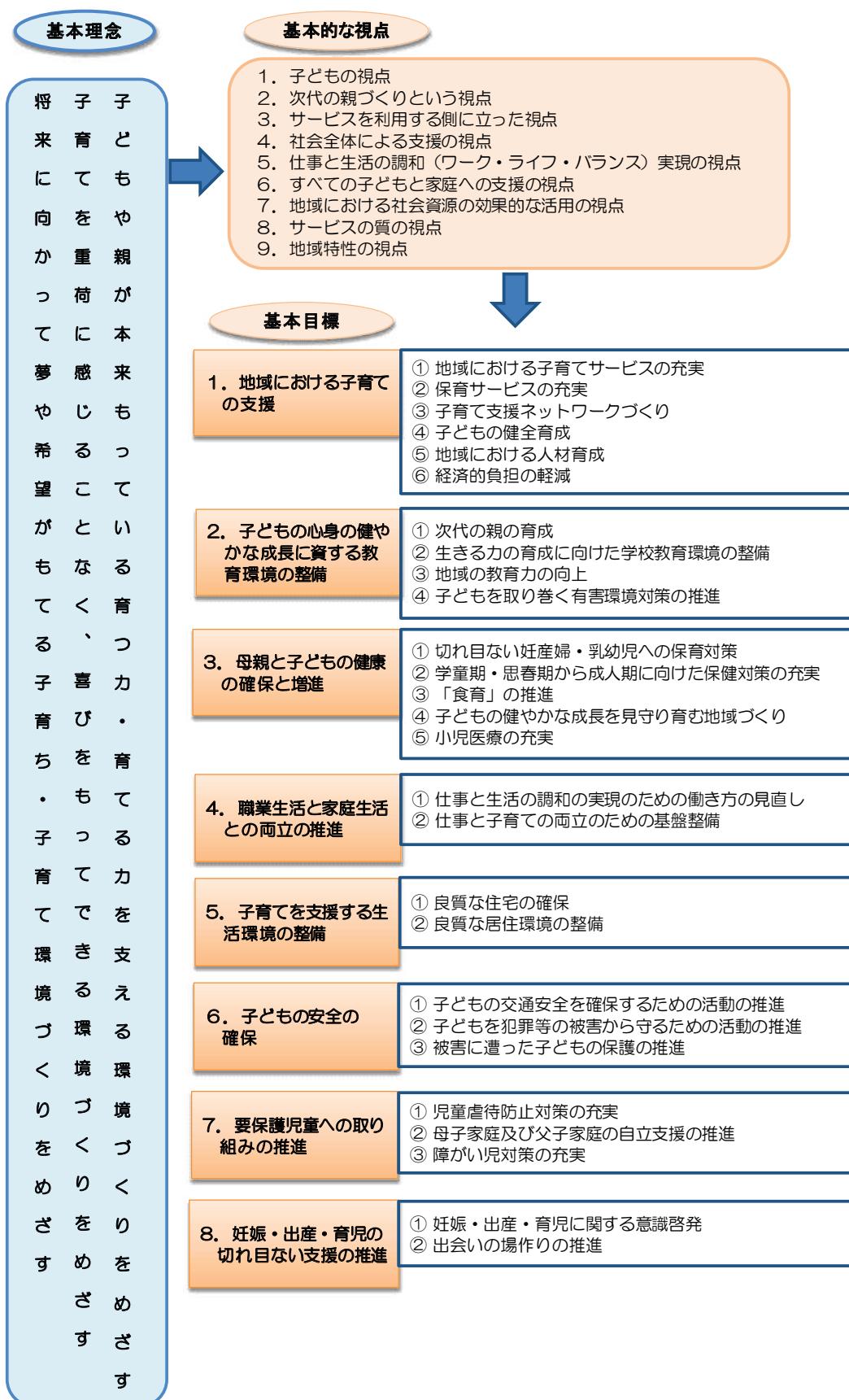
育児不安や児童虐待を早期に発見し、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

また、障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもとその家庭への支援やひとり親家庭などの自立に向けた支援を推進します。

### 基本目標8 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

妊娠・出産・育児といったそれぞれの段階に応じた相談に、様々なサポート体制を取り組みます。また、家庭を持ち、子どもがいる暮らし等に関する知識や心の準備を持たないまま妊娠や出産、育児に直面し、子育てに不安や負担観を持つ親の支援と核家族化や地域コミュニティの希薄化等により、孤立した子育て環境とならないよう、情報の提供と相談体制の充実を図ります。

## 4 計画の体系



## 第4章 子ども・子育て支援の事業展開

### 1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と新設された地域型保育給付および児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

#### ■制度の全体像

	子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設型給付           <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園</li> <li>・幼稚園</li> <li>・保育所</li> </ul> </li>   <li>●地域型保育給付           <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育（利用定員6人以上 19人以下）</li> <li>・家庭的保育（利用定員5人以下）</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所内保育</li> </ul> </li>   <li>●子どものための施設等利用給付           <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園（未移行）</li> <li>・特別支援学校</li> <li>・預かり保育事業</li> <li>・認可外保育施設等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援事業</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・妊婦健診</li> <li>・乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・養育支援訪問事業</li> <li>・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業</li> <li>・子育て短期支援事業</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・延長保育事業</li> <li>・病児・病後児保育事業</li> <li>・放課後児童クラブ</li> <li>・実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li> </ul>
現金給付	●児童手当	

市町村は地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、教育・保育の確保のための認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や地域のニーズに応じた子育て支援事業の実施に主体的に取り組んでいます。

## 2 教育・保育提供区域

### (1) 教育・保育提供区域とは

「教育・保育提供区域」は、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「必要量の見込み」、「提供体制の確保の内容」、「その実施時期」を定める基本単位です。市町村は、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況やその他の条件を総合的に勘案して区域を設定する必要があります。

なお、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、以下の区分又は事業ごとに設定することができます。

#### ①教育・保育事業

- ・特定教育保育施設（1号認定・2号認定・3号認定）
- ・地域型保育事業所（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）

#### ②地域子育て支援事業

- |                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| ・利用者支援事業          | ・地域子育て支援拠点事業                |
| ・妊婦健康診査           | ・乳児家庭全戸訪問事業                 |
| ・養育支援訪問事業         | ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業       |
| ・子育て短期支援事業        | ・ファミリー・サポート・センター事業          |
| ・一時預かり事業          | ・延長保育事業                     |
| ・病児保育事業           | ・放課後児童クラブ                   |
| ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |

### (2) 三沢市における区域設定について

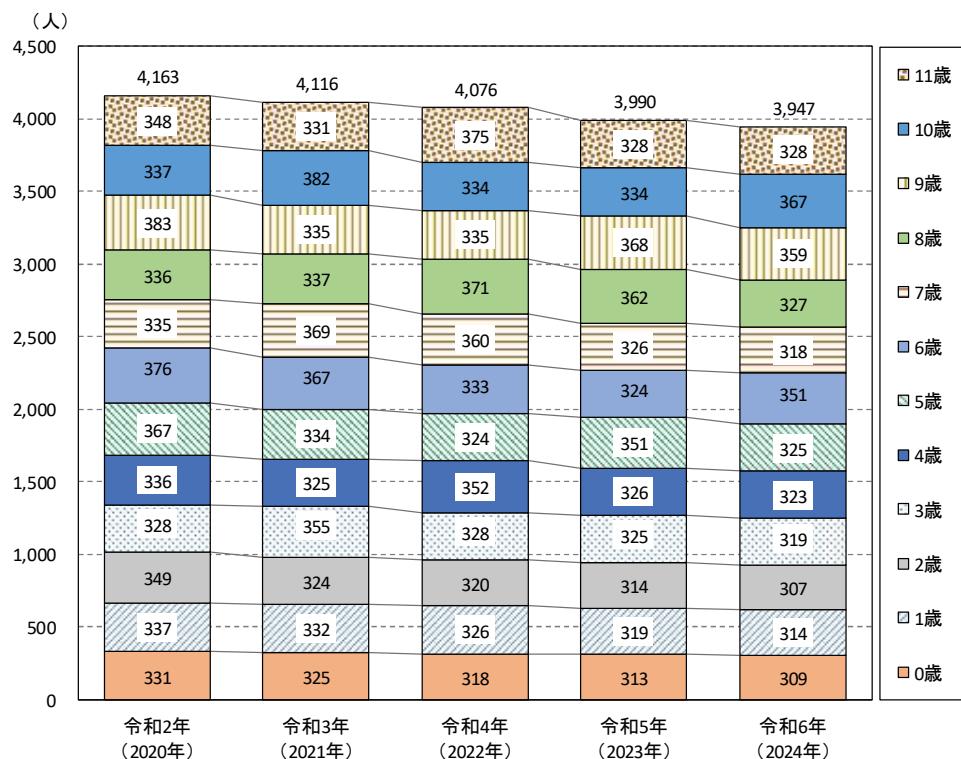
本市における教育・保育提供区域の設定は、地域ごとに児童数の偏りが大きく、施設の利用状況も地域横断的であるという現状を踏まえ、教育・保育提供区域を1区域（全市）と設定し、本市のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備の推進を図ります。

区 分	区域設定
①教育・保育事業	全市 1 区域
②地域子ども・子育て支援事業	全市 1 区域

## (2) 児童数の見込み

本計画の対象となる児童の見込みについては、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法（同じ期間に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0～11歳の児童数は、おおむね減少傾向で推移することが予測され、令和2年の4,163人から令和6年には3,947人となり、216人の減少が見込まれます。



### 3 教育保育の量の見込と確保方策

#### ◎認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記の通りとなります。

#### ■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭 等
2号認定	3～5歳	保育所・認定こども園	共働き家庭 等
3号認定	0歳、1・2歳	保育所・認定こども園+地域型保育	共働き家庭 等

#### ■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育所、認定こども園
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育（定員6～19人）</li> <li>・家庭的保育（定員5人以下）</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所、院内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）</li> </ul>
認可外（地方単独事業）	その他の認可外施設、事業所、院内保育所（従業員子ども専用）
幼稚園（未移行）	私学助成の幼稚園 (子ども子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園)

※三沢市の児童福祉等関係施設については、資料編（69・70ページ）に記載

## (1) 1号認定【3-5歳：教育標準時間認定】

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童数（3-5歳）	1,031	1,014	1,004	1,002	967
見込量①	412	405	401	400	386
1号認定	412	405	401	400	386
確保方策②	666	666	666	666	666
特定教育・保育施設	436	436	436	436	436
新制度未移行の幼稚園	230	230	230	230	230
差　異（②-①）	254	261	265	266	280

## 確保方策について

○1号認定について、市内の幼稚園・認定こども園により必要な事業量は確保できる見込みです。

## (2) 2号認定【3-5歳：保育認定】

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童数（3-5歳）	1,031	1,014	1,004	1,002	967
見込量①	514	505	500	499	482
2号認定	514	505	500	499	482
確保方策②	738	738	738	738	738
特定教育・保育施設	712	712	712	712	712
認可外保育	26	26	26	26	26
差　異（②-①）	224	233	238	239	256

## 確保方策について

○2号認定については、市内の認定こども園・保育所により必要な事業量は確保できる見込みです。

## (3) 3号認定【0歳、1・2歳：保育認定】

(単位：人)

## ① 3号認定【0歳：保育認定】

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童数（0歳）	331	325	318	313	309
見込量①	177	174	172	169	168
3号認定（0歳）	177	174	172	169	168
確保方策②	180	180	180	180	180
特定教育・保育施設	166	166	166	166	166
特定地域型保育事業	5	5	5	5	5
認可外保育	9	9	9	9	9
差 異（②-①）	3	6	8	11	12

## ② 3号認定【1・2歳：保育認定】

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童数（1・2歳）	686	656	646	633	621
見込量①	446	433	429	423	418
3号認定（1・2歳）	446	433	429	423	418
確保方策②	457	457	457	457	457
特定教育・保育施設	418	418	418	418	418
特定地域型保育事業	14	14	14	14	14
認可外保育	25	25	25	25	25
差 異（②-①）	11	24	28	34	39

## 確保方策について

○3号認定については、市内の認定こども園・保育所により必要な事業量は確保できる見込みです。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策

### (1) 利用者支援事業

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業				
------	---	--	--	--	--

#### ■利用実績

(単位：か所)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
設置か所	1	1	1	1	

#### ■第2期計画の量の見込み

(単位：か所)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1

### 事業実施に対する考え方

現在1か所で利用者支援員を配置し実施しています。

地域に根差した利用者支援事業とするため、他の関連施設での実施も視野に検討していきます。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
------	--

### ■利用実績

(単位：延べ人数)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用実績	12,685	14,000	11,704	11,356	

### ■第2期計画の量の見込み

(単位：延べ人数)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	67,000	67,000	67,000	67,000	67,000
確保の方策	67,000	67,000	67,000	67,000	67,000

### 事業実施に対する考え方

地域子育て等拠点施設「そらいえ」をはじめ市内4か所の子育て支援センターで実施しています。現状の体制で大きな支障が無く、それぞれの地域性を踏まえた子育て支援活動を展開します。

## (3) 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
------	---

### ■利用実績

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
受診券利用実績	430	381	404	338	

### ■第2期計画の量の見込み

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み (受診件数)	350	350	350	350	350
確保の方策	350	350	350	350	350

### 事業実施に対する考え方

妊婦に14回分の受診券を配布し、希望する医療機関等における妊婦健診の機会を提供しています。本市在住の妊婦に加え、里帰り出産等も含め、青森県医師会との連携のもと、希望する医療機関における受診機会の提供を図ります。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業				
------	--	--	--	--	--

##### ■利用実績

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
訪問実績	368	364	367	347	

##### ■第2期計画の量の見込み

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み (訪問件数)	360	360	360	360	360
確保の方策	360	360	360	360	360

#### 事業実施に対する考え方

市内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、保健師や助産師等が自宅に訪問し、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

#### (5) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業				
------	---	--	--	--	--

##### ■利用実績

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
訪問実績	59	81	74	77	

##### ■第2期計画の量の見込み

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み (訪問件数)	70	70	70	70	70
確保の方策	70	70	70	70	70

#### 事業実施に対する考え方

今後も、養育支援が必要な家庭に対して、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が連携して、柔軟かつきめ細かく対応できるよう実施体制を充実させていきます。

## (6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

事業概要	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業
------	---

### 量の見込みと確保方策

市では、三沢市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図り、児童虐待の防止と発見、子どもの保護に努めています。

実務者会議のほか、必要に応じて個別検討会議を行い、要保護児童等に対する支援を図っています。

## (7) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ショートステイ 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、養護施設等において養育・保護を行う事業。（原則として7日以内）</li> <li>○トワイライトステイ 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった緊急時に、施設において児童を預かる事業（宿泊可）。</li> </ul>
------	---

### ■利用実績

（単位：延べ人数）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用実績	8	15	13	7	

### ■第2期計画の量の見込み

（単位：延べ人数）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	21	21	21	21	21
確保の方策	21	21	21	21	21

### 事業実施に対する考え方

本市にある乳児院と連携し、家庭での養育に戻れるよう支援していきます。

## (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
------	--

## ■利用実績

(単位：延べ人数)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用実績	413	309	260	307	

## ■第2期計画の量の見込み

(単位：延べ人数)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	350	350	350	350	350
確保の方策	350	350	350	350	350

## 事業実施に対する考え方

本市では、市内法人に委託して「そらいえ」にて、事業を運営しています。アンケートからは利用は少ないものの、利用したい事業としては認定こども園や認可保育所などの保育施設に次いでニーズがあり、過去の利用実績などから利用希望が見込まれ、必要な事業量も確保できる見通しです。今後も、利用会員、提供会員の掘り起しに努め、事業の提供体制の確保と子育て家庭の支援に努めます。

## (9) 一時預かり事業

事業概要	認定こども園、幼稚園、保育所等において、家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児について一時的に預かる事業				
------	---	--	--	--	--

### ①一般型及び余裕活用型（保育所や地域子育て支援拠点等で一時的に乳幼児を預かる事業）

#### ■利用実績

(単位：延べ人数)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用実績	3,404	3,824	3,416	3,547	

#### ■第2期計画の量の見込み

(単位：延べ人数)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
確保の方策	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900

#### 事業実施に対する考え方

現在市内の2か所で実施しています。

現状の定員内での運営で大きな支障が無く、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保されています。

今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、隨時対応していきます。

### ②幼稚園型（幼稚園在園児対象の一時預かり）

#### ■利用実績

(単位：延べ人数)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用実績	4,778	5,205	7,877	12,182	

#### ■第2期計画の量の見込み

(単位：延べ人数)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
確保の方策	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000

#### 事業実施に対する考え方

在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）は、保育所の延長保育と同様、希望どおりの対応を実施しており、基本的に定員は設定していないことから、必要な事業量は確保できる見通しです。

### (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	保護者が労働等により日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
------	---

#### ■利用実績

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用実績	522	506	513	515	

#### ■第2期計画の量の見込み

(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	820	820	820	820	820
確保の方策	820	820	820	820	820

#### 事業実施に対する考え方

本市では10か所の児童センター・児童館で実施しています。

現状の運営では大きな支障が無く、利用希望があれば全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保されています。

今後も放課後児童クラブ・放課後子供教室を一体的に推進します。

### (11) 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
------	---

■利用実績 (単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用実績	450	413	418	410	

■第2期計画の量の見込み (単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	410	410	410	410	410
確保の方策	410	410	410	410	410

#### 事業実施に対する考え方

現在、延長保育事業を実施している保育施設は14か所あり、終了時間を最長19時までとしています。

今後も、ニーズの把握を行いながら、仕事と育児の両立が図られるよう支援に努めます。

(12) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））

事業概要	児童が病気の際、または病気からの回復期、あるいは保育中に体調不良になった場合等において、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います。
------	---

■利用実績 (単位：延べ人数)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用実績	934	1,045	1,234	1,161	

■第2期計画の量の見込み (単位：延べ人数)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234
確保の方策	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234

**事業実施に対する考え方**

現在、市内 1 か所で病後児保育事業を実施しています。病児・病後児保育については、アンケートでも必要性を求める声が多いことから、今後も継続して事業を進めていきます。

### (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
------	--

#### 事業実施に対する考え方

幼児教育・保育の無償化により、未移行幼稚園に就園している低所得世帯の児童の副食費を補助していきます。

### (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
------	---

#### 事業実施に対する考え方

事業量は見込んでいませんが、他の自治体の動向を踏まえながら必要に応じて事業内容を検討していきます。

## 第5章 取り組むべき施策の展開

### 基本目標1 地域における子育ての支援

#### ①地域における子育てサービスの充実

- 子育て支援センターや児童館等での支援活動や育児支援等の子育てサービスについて、いつでも気軽に利用でき、安心して子育てできるよう情報発信し、多くの住民に周知していきます。
- 支援が必要な家庭に対し、母子保健、児童福祉、教育等各分野間で情報共有しながら、必要な支援を行っていきます
- 必要なときに必要な保育サービスが利用できるよう、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

#### ②保育サービスの充実

- 保護者の就労形態の多様化等に伴い、保育ニーズに対応できるきめ細やかで柔軟な保育サービスの提供を行います。また、保護者の就労の有無に関わらず、すべての子育て家庭の支援のために多種多様な保育サービスの展開を目指します。
- 昨今急増している3歳未満児の保育ニーズに対応できるよう人員配置を含め総合的にニーズにあったサービス量を確保するとともに、保育の質の向上に努めます。
- 地域の実情や保護者の就労等による保育ニーズに応じて、一時預かり事業（預かり保育）等の充実を図ります。
- 子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育の一体的な提供が必要であるととらえ、既存の保育・教育資源を活用しながら、多様な保育・教育ニーズに対応するための基盤を確保します。
- 認定こども園の普及は國の方針でもあることから、新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、認定こども園の整備が進むよう取り組んでいきます。また、既存施設からの移行については、事業者の意向を十分踏まえながら、認定こども園への移行を進めていきます。
- 乳幼児期の発達は連続性を有しており、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、保育所、認定こども園、小学校における幼児と児童の交流や保育士、保育教諭、教職員の意見交換、合同研修の実施支援など、保育所、認定こども園、小学校の連携した取り組みを推進します。

### ③子育て支援ネットワークづくり

- 地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターなどの整備充実を図るとともにネットワークづくりを推進します。
- 子育て支援に関するさまざまなサービスや情報を子育て家庭に対して効果的、効率的に提供するとともに、子育てサークルの育成、支援に取り組みます。
- 子育て支援に関わっている関係機関や団体等が情報提供や収集できる機会をつくり、情報共有を通じて子育て支援に結びつける体制の強化に努めます。

### ④子どもの健全育成

- 児童館・児童センターなど放課後の子どもの居場所づくりを促進します。
- 子どもの遊び場空間の提供を行い、親と子だけでなく祖父母や多世代の交流が図られる環境づくりを推進していきます。

### ⑤地域における人材育成

- 子育て支援の担い手の確保を図るため、放課後指導員などの養成や育成、保育士の確保に向けた取り組みを検討、推進します。

### ⑥経済的負担の軽減

- 子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、医療給付事業、児童手当支給など、各種の経済的支援制度の充実を図ります。
- 地産地消でわんぱく家族米支給事業、保育料軽減事業など市独自の事業を実施し、子育て世代の更なる経済的負担軽減に努めます。
- 保護者の経済的負担の軽減や利便性、事業者の運営等に配慮し、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を図り、公平かつ適正な給付に努めるとともに、保護者への制度の周知を図ります。また、必要に応じて保護者の利便性向上等を図るために給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

## 基本目標2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### ①次代の親の育成

- 男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義について、教育や啓発を進めます。
- 未来の親となる子どもたちの豊かな人間性の形成を図るため、乳幼児とのふれあいを通じ他者への思いやり、命の尊厳などを学ぶことができる機会を提供します。
- 家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるよう、関係機関や団体との連携のもと、地元で働いて暮らす若者たちの自立支援を推進します。

### ②生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備

- 基礎・基本を確実に身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断してよりよく問題を解決する力や、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」を育成するため、確かな学力の向上と心の教育の充実を目指していきます。
- 児童生徒の心身症、ひきこもり、不登校、いじめ問題、性に関する悩みなどに対応するため、教職員の研修やスクールカウンセラー、関係機関の連携などを図りながら相談体制の充実に努めます。
- 幼児教育、特別支援教育の充実を図ります。
- 学校の資質を高め、信頼されるための学校づくりを推進していきます。

### ③地域の教育力の向上

- 地域における子ども会活動や地域行事への親子での参加、子育てグループの活動など、地域の教育力を高める子育て・教育活動、地域交流活動の充実に努めます。
- 子を持つ親に対して家庭教育機会の充実を図ります。

### ④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 青少年の健全な育成を図るために、青少年育成推進委員及び青少年補導センター補導員の連携による街頭指導、青少年の相談などを推進します。
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等を利用して有害サイトへの接続等の問題については、活用モラルを指導し適切な活用の仕方について理解を深めていきます。

### 基本目標3 母親と子どもの健康の確保と増進

#### ①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保育対策

- 心穏やかに妊娠・出産できるよう、医療機関との連携を図り、妊娠期からの保健指導や健康管理支援の充実と周産期医療体制の整備を図ります。
- 新生児から幼児期までの健康教育・健康相談・健康診査・保健指導など一貫した切れ目のない保健サービスを提供するとともに、きめ細かな母子保健の充実に努めます。

#### ②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- 思春期は、子どもから大人へと成長・発達していく重要な時期であることから、家庭・学校・地域・関係機関と連携を図りながら、健康教育と相談事業の充実を図っていきます。
- 思春期を迎えた青少年に対して、喫煙、性感染症、避妊、食習慣等に関する教育・相談・情報提供等に努めるとともに、アルコール依存や喫煙、薬物乱用等の防止について学校や関係機関と連携を図りながら啓発活動を進めていきます。

#### ③「食育」の推進

- 朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせ症に見られるような心と身体の健康が大きな問題になっていることから、思春期保健事業と連携し食を通じた豊かな人間性の形成と、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。
- 妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に対する学習の機会や情報の提供に努めます。
- 乳幼児期からの適切な食事のとり方や、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成と家族関係づくりによる心身の健全育成を図っていきます。

#### ④子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- 子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。
- 心身の発達の遅れや発育に支援の必要がある乳幼児や児童には、関係機関と連携し各種専門スタッフによる相談や指導を行い、早期の段階から子どもの成長を支援します。

## ⑤小児医療の充実

- 安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤として、小児医療の充実を推進していきます。
- 産婦人科や小児科医の確保に努め、安心して出産、子育てできる環境整備に努めていきます。

## 基本目標 4 職業生活と家庭生活との両立の推進

### ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- 仕事と家庭の両立に十分配慮し、多様かつ柔軟な働き方の選択を可能とすることを経営の基本にしている企業（ファミリーフレンドリー企業）の普及促進を図ります。
- 仕事と子育ての両立が可能となるよう、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供を行います。
- 出産・子育てのために、一旦、仕事を辞めた後の再就職が可能となるよう、情報提供や相談、自己啓発・能力開発のための講習、研修など多様な支援を推進していきます。

### ②仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 男女ともに、仕事と生活の調和の実現を目指し、子育て期における時間外労働の削減や多様な働き方の実現に向けて、「働き方の見直し」を推進します。
- 仕事と家庭生活の両立を促すため、労働時間短縮の普及・啓発を行うとともに、事業所における先進的取り組み事例等の広報啓発により、職場や家庭、地域における意識の醸成を図ります。
- 仕事と生活の調和の実現を目指し、多様化する保育ニーズに対応できる保育サービスの充実に努めます。

## 基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

### ①良質な住宅の確保

- 市営住宅など母子・父子家庭等の子育てに配慮した住環境整備を促進します。
- 住宅や公園などバリアフリーな環境整備を促進します。

### ②良質な居住環境の整備

- 妊娠婦や子育て家庭が暮らしやすいまちづくりの視点から、公園等の公共施設・設備の整備、子どもの安全な遊び場の確保、地域の環境美化等に努めます。
- 歩いて行ける公園ネットワークづくりを推進します。

## 基本目標6 子どもの安全の確保

### ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 子どもを交通事故から守るため、警察、認定こども園、保育所、幼稚園、学校等関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。
- 事故の未然防止のため、関係機関と連携し交通安全教室の開催、交通事故防止についての広報活動、交通安全リーダーの育成支援を推進していきます。

### ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 子どもを犯罪の被害から守るためにには、学校と家庭はもちろんのこと地域社会の協力も必要です。三位一体となった、市民による防犯パトロールなど自主防犯活動を推進するとともに、関係機関との連携をより一層強化します。
- 警察、学校、保育施設の職員、地域住民、保護者などが連携し、公園や通学路等への防犯灯の整備や、子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、必要な情報の共有化など情報交換の取り組みを進めていきます。

### ③被害に遭った子どもの保護の推進

- 犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するための子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、学校や児童相談所等の関係機関と連携を図りきめ細かな支援を行います。
- 子どもたちを対象とした防犯指導の推進や地域の防犯活動等への支援等を行うとともに、被害を受けた子どもやその家庭に対し、相談、カウンセリングを実施するなど、関係機関、団体と連携を図り推進していきます。

## 基本目標 7 要保護児童への取り組みの推進

### ①児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待はどの家庭にでも起こり得ることであり、早期の発見・防止のために、相談体制の強化と充実を推進します。
- 虐待を受けた児童に対する支援とアフターケアを関係機関と連携し行います。さらには、親と子どもの問題行動を地域住民から発見・相談できる体制づくりを推進します。
- 虐待が重大な子どもの人権侵害であることを住民や関係機関に啓発し、地域全体で虐待防止に取り組む機運を醸成するとともに、虐待に関する通告義務の周知を図っていきます。

### ②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

- ひとり親家庭の生活安定のため、社会的・経済的な自立支援を促進します。
- 親が安心して子育てをしながら就労できるよう、子育て支援策を促進するとともに、ひとり親家庭等の安定的就労や自立に向けた支援策の充実を図ります。
- ひとり親家庭等に対する相談体制の充実を図り、各種施策や取り組みについての情報提供を推進します。

### ③障がい児対策の充実

- 乳幼児健康診査等での早期発見、家庭と共に取り組む早期療育に向けた体制づくりに努めています。
- 自閉症や学習障がい（LD）などの発達障がいに対する認識の高まりに伴い、発達障がいを持つ子どもが顕在化していることから、支援体制の強化に努めます。
- 子どもの発育・発達に不安や問題を抱える保護者が気軽に相談でき、必要な支援サービスを受けることができるよう、こども発達相談や障害児保育の充実に取り組みます
- 障害児をもつ家族の精神的、肉体的な負担の大きさを考慮し、家族支援のためのサービスの充実を図ります。

## 基本目標8 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

### ①妊娠・出産・育児に関する意識啓発

- 妊娠、出産、育児を安心して行なえるよう、必要な情報をわかりやすく発信します。
- 妊娠から育児までの幅広い支援を行うため利用者支援員を配置し情報提供や適切な支援策を展開します。

## 第6章 各種事業の方向性

### 1 基本目標ごとの事業の方向性

本計画に掲げた8つの基本目標について、それぞれの具体的施策の取り組みをまとめ、今後の事業の方向性を示しています。

#### 事業の方向性

「A」：拡大・推進

「B」：継続・維持

「C」：廃止・中止

#### ●基本目標1 地域における子育ての推進

施策	具体的施策	取り組み	現状（H3O）	方向性	担当課
(1) 地域における子育てサービスの充実	①子育て環境整備の充実	1. 子育て支援施設の整備	随時	A	子育て支援課
		2. 民間施設の整備促進	随時	A	子育て支援課
(2) 保育サービスの充実	①低年齢児の受入れ拡大	1. 乳幼児保育の促進	実施 19か所	A	子育て支援課
		2. 産休・育休明け入所予約	全施設実施	A	子育て支援課
	②特別保育事業の推進	1. 延長保育促進事業	実施 13か所	A	子育て支援課
		2. 休日・夜間保育事業	休日保育実施 1か所	A	子育て支援課
		3. 病児・病後児保育事業	病後児保育実施 1か所	A	子育て支援課
		4. 障害児保育事業	受入可能 11か所 実施 5か所	A	子育て支援課
		5. 一時預かり保育事業	一時預かり 7か所	A	子育て支援課
		6. 子育て支援短期利用事業	委託契約 1か所	A	子育て支援課
	③保育内容の充実	1. 三沢市保育事業研究会への活動支援	補助金交付研究活動 37回、イベント 4回	A	子育て支援課

施策	具体的施策	取り組み	現状（H3O）	方向性	担当課
(3) 子育て支援ネットワークづくり	①地域子育て支援センターの整備	1. 子育て支援センター	委託契約4か所	A	子育て支援課
	②ファミリー・サポート・センターの充実	1. ファミリー・サポート・センター	登録会員（提供 28人、利用 163人、両方9人）	A	子育て支援課
	③子育てネットワークづくりの推進	1. 保育所地域活動	実施9か所 事業数 20事業	A	子育て支援課
		2. 子育て広場（子育てサロンの充実）	委託契約 1 か所 利用 3,287 人	A	子育て支援課
	④情報提供・相談体制の充実	1. 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	民生委員・児童委員 86 名 主任児童委員 7名	B	生活福祉課
		2. 家庭児童相談室設置事業	相談員 2 名 相談件数 131 件	A	子育て支援課
		3. 窓口の設置（利用者支援員）	支援員 1 名 利用件数 1,317 件	A	子育て支援課
(4) 子どもの健全育成	①児童館・児童センターの整備	1. 児童館・児童センター	児童館5か所、センター4 か所	B	子育て支援課
	②放課後児童クラブの充実	1. 放課後児童クラブ	実施 10 か所、 17 クラブ 登録児童 515 人	A	子育て支援課
(5) 地域における人材育成	①子育ての担い手の確保	1. 放課後指導員、保育補助者等の養成	養成講座受講 9 施設のうち9施設実施済	A	子育て支援課
		2. 保育士バンクの活用	希望施設は、県の保育士バンクへ適宜登録済	A	子育て支援課
(6) 経済的負担の軽減	①子育てに係る経済的支援	1. 子ども医療給付事業	対象 5,127 人	B	国民年金課
		2. 児童手当支給事業	受給者 2,478 人 児童数 4,080 人	B	市民課
		3. ひとり親家庭等医療費助成	対象 1,345 人	B	子育て支援課
		4. 保育料軽減事業	対象 120 人	B	子育て支援課
		5. 地産地消でわんぱく家族米支給事業	対象 1,138 世帯 支給 1,088 世帯	B	子育て支援課
		6. 実費徵収に係る補足給付事業	未移行幼稚園に通園する非課税世帯への副食費の補助	A	子育て支援課

## ●基本目標2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策	具体的な施策	取り組み	現状（H30）	方向性	担当課
(1) 次代の親の育成	①乳幼児とふれあう機会の充実	1. ふれあい体験学習	6校 12回実施	B	健康推進課
	②男女が協力して家庭を築くことへの理解促進	1. 学校教育における男女共同参画教育	全小中学校で実施	B	学校教育課
	③若者の自立支援	1. 就労観・職業観の育成	全小中学校で実施	B	学校教育課
(2) 生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備	①確かな学力の向上に向けた取り組みの推進	1. 外国語指導助手・英語指導助手の活用	全小中学校実施 ALT2名、AET10名	B	学校教育課
		2. 小・中学校学力・知能検査の実施	学力検査全校実施 知能検査小2・5、中1・3	B	学校教育課
	②子どもの健やかな心身の育成	1. スクールカウンセラーの派遣	小学校7校 中学校5校	B	学校教育課
		2. 心の教室相談員の配置	中学校4校 小学校1校 スクールソーシャルワーカー派遣6校	A	学校教育課
		3. 教育相談室及び適応指導教室	相談334件、教育相談員2名、適応指導員3名	B	学校教育課
	③信頼される学校づくりの推進	1. 学校訪問事業	全小中学校実施	B	学校教育課
		2. 学校施設の開放	全小学校、中学校4校実施	B	学校教育課
	④幼児教育の充実	1. 幼稚園研究会への支援	総会へ出席し助言、補助金交付	B	学校教育課
	⑤特別支援教育の充実	1. 特別支援教育の充実	実施	B	学校教育課

施策	具体的施策	取り組み	現状（H3O）	方向性	担当課
(3) 地域の教育力の向上	①交流・体験活動の促進	1. 子ども会活動の促進	育成会員 125 人	B	生涯学習課
		2. スポーツ少年団活動の促進	団体 20 団体、参加 343 人	B	市民スポーツ課
		3. 日米交流学習	交流学習 6 校	B	学校教育課
		4. 民俗芸能継承の促進	活動団体 8 団体	B	生涯学習課
	②地域の教育力の向上	1. 指導者・リーダーの育成	研修 3 回、参加 66 人	B	学校教育課
		2. 総合型地域スポーツクラブの育成	会員 42 人（小学生 32 人、一般 10 人）	B	市民スポーツ課
		3. 子ども会活動の促進	再掲 2 (3) ①1	B	生涯学習課
	③子どもを持つ親に対する家庭教育の充実	1. 小・中学校家庭教育学級	年 6 回（校）開催、参加 726 人	B	生涯学習課
		2. 教育相談室及び適応指導教室	再掲 2 (2) ②3	B	学校教育課
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	①街頭補導活動等の充実	1. 街頭補導活動	指導件数 85 件	B	生活安全課
		2. 青少年補導員連絡協議会の活動支援	補助金交付	B	生活安全課
	②子どもを取り巻く有害環境対策	1. 青少年健全育成推進員連絡協議会の活動支援	補助金交付	B	生活安全課
		2. 情報モラル指導の推進	職員研修及び児童生徒への教育実施	B	学校教育課

施策	具体的施策	取り組み	現状（H3O）	方向性	担当課
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	③相談・サポート体制整備	1. スクールカウンセラーの派遣	再掲2(2)②1	B	学校教育課
		2. 心の教室相談員の配置	再掲2(2)②2	B	学校教育課
		3. 教育相談室及び適応指導教室	再掲2(2)②3	B	学校教育課
	④子どもの人権擁護における取り組みの推進	1. 豊かな心を育てる生徒指導研究会推進事業	推進協議会、総会、研修会、推進委員会4回	B	学校教育課
		2. いじめ防止対策の推進	いじめ防止基本方針に基づいた各校の取組	A	学校教育課

### ●基本目標3 母親と子どもの健康の確保と増進

施策	具体的施策	取り組み	現状	方向性	担当課
(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保育対策	①安全で快適な妊娠・出産の確保	1. 妊婦歯科集団健康診査	受診者 155人	B	健康推進課
		2. 妊産婦・新生児訪問指導	妊娠 196 件、産婦 442 件、新生児・乳児 467 件	B	健康推進課
		3. 養育支援訪問事業	訪問 223 件 電話 570 件	B	健康推進課

施策	具体的施策	取り組み	現状（H3O）	方向性	担当課
(1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保育対策	②乳幼児健康診査・健康相談等の充実	1. 4か月児健康診査	受診率 96.1%	B	健康推進課
		2. 乳児健康相談（6～7か月児）	6～7か月相談 88.2%	B	健康推進課
		3. 1歳6か月児健康診査	受診率 96.9%	B	健康推進課
		4. 2歳児歯科健康診査	受診率 96.1%	B	健康推進課
		5. 3歳児健康診査	受診率 96.1%	B	健康推進課
		6. 乳児委託健康診査 受診票の交付	交付数 375人	B	健康推進課
(2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	①思春期における健康教育の充実 ②心の健康づくりの充実	1. 嘸煙防止、薬物乱用防止教室	小学校3校、中学校5校	B	健康推進課 学校教育課
		1. こころの健康相談	相談延件数 360件	B	健康推進課
		2. 家庭児童相談室設置事業	再掲 1(3)④2	A	子育て支援課
		3. スクールカウンセラーの派遣	再掲2(2)②1	B	学校教育課
(3)「食育」の推進	①食に関する正しい知識の普及	1. 健診等を活用した栄養相談	個別相談 23人 集団指導 665人	B	健康推進課
		2. 食生活改善推進員との連携・協力	開催 14回、 参加者 302人	B	健康推進課
	②「食育」の実践に向けた取り組みの推進	1. 離乳食試食	開催 12回	B	健康推進課
	③学校給食の充実	1. 学校給食での食育指導	小学校 94回 2,563人 中学校 36回 1,308人	B	学校給食センター

施策	具体的施策	取り組み	現状（H3O）	方向性	担当課
(4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	①安心できる育儿環境づくり	1. 遊びの広場	開催 24 回、 参加延人数 127 人	B	健康推進課
		2. 地域子育て支援センター	再掲 1 (3) ①1	A	子育て支援課
(5) 小児医療の充実		1. 保健師の設置	保健師 10 人	B	健康推進課
		2. 専門医の招聘	小児科医 4 人、 産婦人科医 2 人	B	市立三沢病院

#### ●基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策	具体的施策	取り組み	現状（H3O）	方向性	担当課
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	①ファミリーフレンドリー企業の普及促進	1. 育児休業の取得促進	HP にて情報提供	B	産業政策課
	②相談体制と情報提供の充実	1. 就労・職業訓練等に関する情報提供	HP にて情報提供	B	産業政策課
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	①多様な子育て支援サービスの充実	1. 保育所入所待機児童の解消促進	待機児童〇人	A	子育て支援課
		2. 多様な需要に対応した保育サービス の充実	1 (2) ①②の推進	A	子育て支援課
		3. ファミリー・サポート・センター	再掲 1 (3) ②1	A	子育て支援課
		4. 放課後児童クラブ	再掲 1 (4) ②1	A	子育て支援課

施策	具体的施策	取り組み	現状（H3O）	方向性	担当課
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	②男女共同参画意識の啓発	1. 各種セミナー・フォーラムの開催	女性向けセミナー開催3回 WL B講演会 1回	B	広報広聴課
		2. 学校教育における男女共同参画教育	再掲2 (1) ②1	B	学校教育課
	③男性の育児参加の促進	1. 男性を対象とした男女共同参画講演会	男性向けセミナー2回	B	広報広聴課
		2. 小・中学校家庭教育学級	再掲2 (3) ③1	B	学校教育課

## ●基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

施策	具体的施策	取り組み	現状（H3O）	方向性	担当課
(1) 良質な住宅の確保	①子育てに配慮した住まいづくり	1. 市営住宅の整備	管理戸数 434 戸	B	建築住宅課
		2. 母子・父子家庭の優先入居	実施	B	建築住宅課
	②バリアフリーによる生活環境の整備	1. 道路や公園施設等のバリアフリー化	身障者用トイレ設置・建替、道路・歩道・園道の整備	B	土木課 都市整備課 建築住宅課
(2) 良質な居住環境の確保	①公園の整備	1. 歩いて行ける公園ネットワークづくり	都市公園 68 か所・改修 11 か所	B	都市整備課

## ●基本目標6 子どもの安全の確保

施策	具体的な施策	取り組み	現状（H3O）	方向性	担当課
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	①交通安全対策の推進	1. 交通安全教室	保育所・幼稚園・小学校 実施 11 回	B	生活安全課
		2. 交通安全リーダーの育成	補助金交付	B	生活安全課
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	①防犯対策の促進	1. 防犯パトロール	巡回活動動員延人数 362 人	B	生活安全課
		2. 青少年補導員連絡協議会の活動支援	再掲2(4)①2	B	生活安全課
		3. 青少年健全育成推進員連絡協議会の活動支援	再掲2(4)②1	B	生活安全課
(3) 被害に遭った子どもの保護の推進	①連絡・保護体制の充実	1. 児童相談所及び警察等関係機関との連携強化	要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催	A	子育て支援課

## ●基本目標7 要保護児童への取り組みの推進

施策	具体的施策	取り組み	現状（H30）	方向性	担当課
(1) 児童虐待防止対策の充実	①発生の予防対策の推進	1. 母子保健事業における相談・指導の充実	3 (1) ①②③の推進	A	健康推進課
		2. 子育て支援サービスの充実	1 (1). (2). (3). (4) の推進	A	子育て支援課
		3. 子育てネットワークの促進	1 (3) ③の推進	A	子育て支援課
		4. 相談体制の充実	1 (3) ④の推進	A	子育て支援課
		5. 民生委員・児童委員・主任児童委員との連携	再掲 1 (3) ④1	B	生活福祉課
	②早期発見・早期対応のための体制整備	1. 三沢市要保護児童対策地域協議会	代表者会議 1 回、実務者会議 12 回、個別ケース検討会議 3 回	A	子育て支援課
		2. 児童虐待防止法の周知	広報みさわ 11 月号へ掲載	A	子育て支援課
	③虐待を受けた子どものケア	1. 児童相談所との連携	定期的に実施	A	子育て支援課
		3. 三沢市要保護児童対策地域協議会	再掲 7 (1) ②1	A	子育て支援課
(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	①生活の安定と自立と促進	1. 母子及び父子自立支援員の配置	支援員 2 名配置 相談 55 件	A	子育て支援課
		2. 自立支援訓練給付	0 件	A	子育て支援課
		3. 母子・父子家庭優先入居	再掲 5 (1) ①2	B	建築住宅課

施策	具体的施策	取り組み	現状（H3O）	方向性	担当課
(3) 障害児対策の充実等	①早期発見・早期療育の推進	1. 各種健康診査の充実	3 (1) ②の推進	A	健康推進課
		1. 障害者自立支援法による福祉サービスの利用促進	利用者 7,881 人	A	障害福祉課
	②日常生活支援の充実と自立支援	2. 療育体制の充実	設置 3箇所	A	障害福祉課
		3. 障害児保育事業	再掲 1 (2) ②4	A	子育て支援課
		4. 特別支援教育の充実	再掲 2 (2) ⑤1	B	学校教育課
		1. 発達障害者支援事業	相談 40 回 65 人 事後指導 10 回、 参加者延 75 人	A	健康推進課
	③相談・指導体制の充実	2. 母子保健事業における相談・指導の充実	3 (1) ①②の推進	A	健康推進課
		3. 家庭児童相談室設置事業	再掲 1 (3) ④2	A	子育て支援課
		1. 身体障害者福祉会の活動支援	会員 20 人、 活動回数 17 回	B	障害福祉課

### ●基本目標8 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

施策	具体的施策	取り組み	現状（H3O）	方向性	担当課
(1) 妊娠・出産・育児に関する意識啓発	①妊娠・出産・育児に関する情報提供	1. 広報誌等への掲載	未実施	A	子育て支援課
		2. 子育て支援サイトにおける情報の発信	未実施	A	子育て支援課 健康推進課

## 第7章 計画の推進

### 1 各主体の役割

計画の推進については、行政のみならず、子どもや子育て家庭を取り巻く近隣の家庭をはじめ、地域・職場、関係機関・団体・行政が相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいくことが必要です。

#### (1) 行政の役割

子育て家庭を社会全体で支援することの意義や子どもの人権の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進など、計画の推進にあたっての基本となる考え方の周知を図ります。

本計画の実現を目指し、地域や企業の理解の促進と国・県・他市町村、関係機関と連携を図り、情報提供や効果的な子育て支援ができるように計画を推進します。

#### (2) 家庭の役割

家庭は、子どもの人格形成にとって基礎的な場として重要であり、何よりも安らぎの場となることが求められます。

また、母親のみに子育てや家事の過大な負担がかからないように、父親をはじめ家族みんなが役割を分担し、心身ともに健康で健やかに生活できるように、お互いに助け合いながら温かなかれあいのある家庭づくりが求められます。

#### (3) 地域の役割

地域は、子育て家庭の身近な相談の場として、また、緊急時の支援などの支えの場として重要な役割を担っています。

そのため、地域住民や各種団体は連携・協力して、包括的に地域の子どもを育していくことが重要です。こうした地域の活動が、虐待、犯罪等から子どもを守ります。また、子育て家庭が地域で孤立することがないように、地域による子育て・子育て家庭の支援が重要です。

#### (4) 職場の役割

職場においては、子育ての社会的意義を認識し、育児・介護休暇制度の導入、労働時間の短縮や弾力化、ワーク・ライフ・バランスの実現など、労働環境や労働条件の整備等の支援が求められます。

## 2 計画の周知及び推進体制

### (1) 計画の周知

計画の周知 市民が子ども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、取り組みなどについて、広報紙、ホームページなどを通して周知し、市民の取り組みへつなげます。

### (2) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、府内関係各課を集め、推進に向けた府内推進体制の整備、強化を図ります。

また、関係機関などとの連携を強化し、子ども及び子育て家庭を地域でサポートできる環境づくりを推進します。

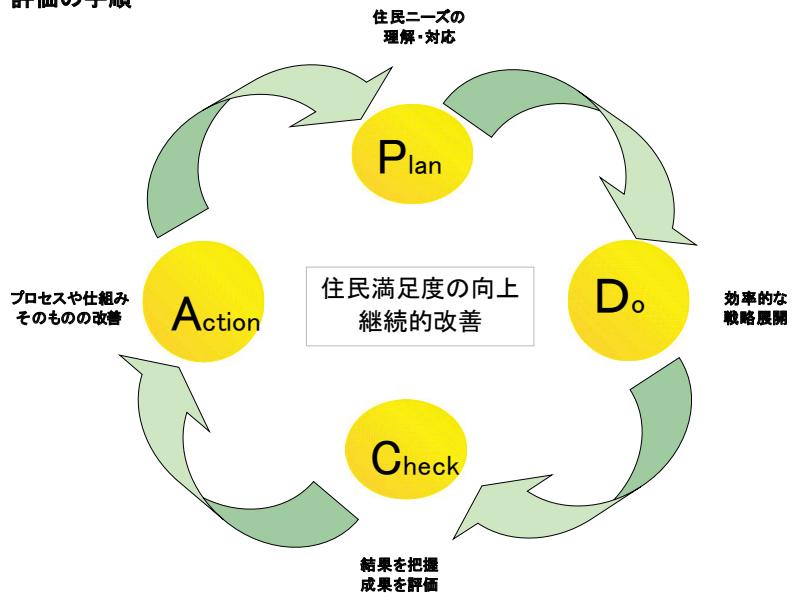
## 3 計画の進捗管理

本計画の進捗の管理及び実施状況の点検評価については、子育て支援課を中心となり、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価・再調整など継続的な取組を推進します。

計画の進捗及び実施状況の結果については、市の広報、ホームページ等により広く住民に周知を図ります。

住民満足度の向上のため、「計画⇒実施⇒検証評価⇒改善（Plan・Do・Check・Action）」のすべての段階に住民が参加し、住民とともに継続的に、柔軟に実施していくことで、住民満足度の向上を図ります。

### ■点検・評価の手順



## 資料編

### 1 三沢市児童福祉等関係施設一覧

種別	施 設 名			施 設 長	所 在 地	電話番号	FAX
特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 等	1 保育所	市立中央保育所	羽立英士	桜町3丁目1-5		53-2407	52-6761
	2 幼保連携型認定こども園	おおつ保育園	田中静香	大津2丁目12-366		54-3140	54-3646
	3 幼保連携型認定こども園	春日台保育園	古田哲也	春日台1丁目124-2		53-2874	51-3120
	4 幼保連携型認定こども園	ふるまぎの森	上中望	字古間木山80-2		53-2515	51-4818
	5 幼保連携型認定こども園	愛子こども園	土屋園子	大町1丁目8-36		53-2908	53-2920
	6 保育所	松園保育園	山本和紀	松園町2丁目21-9		53-3594	51-2388
	7 幼保連携型認定こども園	チャリティー第二保育園	羽立俊士	東町1丁目9-21		53-4062	27-4200
	8 保育所	三沢乳児保育所	川嶋章子	幸町1丁目2-21		53-4544	52-9468
	9 保育所	美野原保育園	小比類巻敦子	美野原1丁目7-16		53-7000	53-7641
	10 幼保連携型認定こども園	岡三沢こども園	土屋智裕	岡三沢2丁目7-7		53-2279	53-2392
	11 幼保連携型認定こども園	浜三沢保育所	林光利	大字三沢字堀口6-12		54-2880	54-3144
	12 幼保連携型認定こども園	三川目保育園	鈴木あけみ	三川目3丁目145-105		54-3813	54-3813
	13 幼保連携型認定こども園	鹿中保育園	大久保伸子	鹿中2丁目145-478		54-3784	54-3784
	14 保育所	光華保育園	吉田良子	前平2丁目5-2		54-3022	51-0058
	15 幼保連携型認定こども園	淋代保育園	浪岡リツ	淋代3丁目43-7		54-2648	54-2679
	16 幼保連携型認定こども園	チャリティー第一保育園	黒沢のぞみ	六川目2丁目101-1005		59-3040	59-3322
	17 幼保連携型認定こども園	平畠こども園	大沢いち子	岡三沢8丁目93-2		57-2228	57-2287
	18 認定こども園	三沢第一幼稚園	馬場美奈子	美野原2丁目12-19		53-6747	53-3800
	19 ひばり苑こどもセンター		柴田恵子	大字三沢字堀口164-291		58-7782	58-7783
	20 三沢カトリック幼稚園		鈴木裕子	中央町4丁目3-12		53-2312	57-4375
育地 <sup>へ</sup> 所保き	21 夢ふれあい館		沼田巖	谷地頭4丁目298-682		59-3005	59-3005

種別	施 設 名		施 設 長	所 在 地	電話番号	FAX
保育可 育施設	ファン アンド ラーニング センター	水 尻 良	中央町2丁目8-34	53-7936	53-7936	
	竹 の 子 保 育 園	針 田 香 子	大字三沢字堀口164-2	52-2780	50-2205	
	ピッコロ保育園	沼 尾 紀 恵 子	中央町4丁目3-20	57-1155		
その他	ひまわり乳児院	苦 米 地 守	花園町5丁目31-3658	53-2789	53-2826	
	地域子育て支援センター	石 井 和 子	東町1丁目9-21 (チャリティー第二保育園内)	53-1176	53-1176	
	子育て支援センター びこりんパーク	沼 尾 紀 恵 子	美野原2丁目12-19 (三沢第一幼稚園内)	53-7772	53-3800	
	子育てサロン	沼 尾 紀 恵 子	幸町1丁目7-7 (三沢キッズセンターそらいえ内)	51-4434		
	いちいすくすくルーム	古 田 哲 也	春日台2丁目154-71	53-7941	53-8228	
児童館・放課後児童クラブ	おおぞら児童センター	十文字 由貴子	幸町3丁目11-5	51-8774	53-8285	
	古間木児童センター	山 本 由 美 子	大字犬落瀬字古間木152-465	53-5056	53-5056	
	上久保児童センター	黒 田 一 江	新町4丁目31-983	53-4771	53-4771	
	松原児童センター	水 野 英 子	松原町1丁目31-3642	53-9611	53-9611	
	岡三沢児童館	山 本 紀 雄	岡三沢3丁目1-2	52-3187	52-3187	
	木崎野児童クラブ	松 田 瞳 子	東町3丁目5-7	51-1220	51-1220	
	岡三沢児童クラブ	十文字 由貴子	緑町3丁目6-2	51-2922		
	三沢児童館	畠 内 優 子	大字三沢字園沢93-7	54-2230	54-2230	
	織笠児童館	松 館 昌 典	大字三沢字庭構1084-288	59-2457	59-2457	
	しおさい児童館	沼 畑 淳 一	鹿中2丁目58-224	54-4712	54-4712	
幼稚園	いちい幼稚園	古 田 秀 子	春日台2丁目154-71	53-7941	53-8228	
	松園幼稚園	松 宮 和 子	松園町2丁目21	51-1888	51-8530	

## 2 三沢市子ども・子育て会議設置条例

○三沢市子ども・子育て会議条例

平成25年3月22日

条例第3号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、三沢市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 教育関係者

(4) 学識経験者

(5) その他市長が必要と認める者

2 子育て会議は、必要に応じて部会を設けることができる。

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(平28条例2・平31条例21・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年5月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年三沢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（平成28年条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第21号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

### 3 三沢市子ども・子育て会議委員名簿

NO	区分	機関・団体名	役職	氏名
1	子どもの保護者	三沢市連合PTA	会長	ふなみまさのり 船見昌功
2	事業従事者	三沢保育事業研究会	会長	はやし みづかず 林 光利
3	"	三沢市児童館連絡協議会	会長	やまもとゆみこ 山本由美子
4	"	学校法人 小檜山学園 ぴこりんパーク・子育てサロン	理事長	ぬまおきえこ 沼尾紀恵子
5	"	学校法人 春日台学園 いちいすぐすくルーム	事務長	ふるたのぶひろ 古田展大
6	"	社会福祉法人 鳳鳴会 三沢地域子育て支援センター	所長兼主任相談員	いしいかずこ 石井和子
7	"	社会福祉法人 楽晴会 大町児童デイサービスセンターひかり	所長	そとやま 外山ルミ
8	"	社会福祉法人 常光会 ひばり苑こどもセンター	所長	しばたけいこ 柴田恵子
9	教育関係者	三沢市教育委員会	教育委員	あいざわやすえ 相沢靖恵
10	"	三沢市幼稚園教育研究会	会長	どもんやすこ 土門靖子
11	学識経験者	八戸学院大学短期大学部	准教授	さしなみなおき 差波直樹
12	"	三沢市立上久保小学校	元校長	うちやまゆうこ 内山祐子
13	その他	三沢市民生委員児童委員協議会	会長	いざわ 伊澤タネ
14	一般公募			たしまみちよ 田嶋美千代
15	一般公募			たなか 田中まい



第2期三沢市子ども・子育て支援事業計画  
令和2年3月

発行 三沢市  
編集 三沢市 福祉部 子育て支援課